

テンブルトン世界債券ファンド

外貨建てシリーズ

運用報告書

(全体版)

(2018年7月1日)
{
(2019年6月30日)

シティグループ証券株式会社

目 次

	頁
I. 運用の経過等	1
II. 直近10期の運用実績	5
III. ファンドの経理状況	10
IV. お知らせ	57

(注1) 米ドル、豪ドルおよびユーロの円換算額は、便宜上、それぞれ2019年10月31日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝108.88円、1豪ドル＝75.28円、1ユーロ＝121.46円）によります。以下同じです。

(注2) サブ・ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づいて設定されていますが、米ドル建て受益証券、豪ドル建て（ヘッジあり）受益証券およびユーロ建て（ヘッジあり）受益証券は、それぞれ米ドル建て、豪ドル建ておよびユーロ建てのため、本書の金額表示は、別段の記載がない限り米ドル、豪ドルまたはユーロをもって行います。

(注3) 本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してあります。したがって、合計の数字が一致しない場合があります。また、円貨への換算は本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合、四捨五入してあります。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もあります。

(注4) 本書の中で、計算期間（以下「会計年度」ともいいます。）とは、7月1日に始まり翌年の6月30日に終了する1年をいいます。ただし、第1会計年度は、2013年8月5日から2014年6月30日までの期間をいいます。なお、サブ・ファンドの運用開始日は、2013年9月13日です。

サブ・ファンドの仕組みは、以下のとおりです。

ファンド形態	ケイマン籍契約型公募外国株式投資信託（追加型）	
信託期間	「繰上償還」の項に定める規定に従い、または有価証券届出書に記載されるその他の状況において、早期に終了する場合を除き、サブ・ファンドは償還日または受託会社および管理会社が決定するその他の日に終了する予定です。償還日とは、2157年10月21日または管理会社および受託会社が合意したこれよりも早い日をいいます。	
繰上償還	サブ・ファンドは、以下のいずれかの事項が最初に発生した場合に終了します。 (a) サブ・ファンドが違法となるか、または受託会社もしくは管理会社の意見において、サブ・ファンドを継続させることが実行不能であり、経済的ではなく、得策ではなくもしくはサブ・ファンドの受益者の利益に反する場合 (b) 前記「信託期間」の項に規定される日付または条件に該当する場合 (c) 任意または強制的買戻しのいずれかを問わずサブ・ファンドのすべての発行済受益証券が買い戻されている場合 (d) サブ・ファンドの受益者がサブ・ファンド決議により決定した場合 (e) 信託証書の日付より開始しその149年後に満了する期間の最終日である場合	
運用方針	サブ・ファンドの投資目的は、インカム・ゲイン、キャピタル・ゲインおよび通貨の利益を総合したトータル・リターンを最大化することです。	
主要投資対象	サブ・ファンド	フランクリン・テンブルトン・インベストメント・ファンダーテンブルトン・グローバル・ボンド・ファンド（以下「マスター・ファンド」といいます。）の米ドル建て投資証券クラスを主な投資対象とします。
	フランクリン・テンブルトン・インベストメント・ファンダーテンブルトン・グローバル・ボンド・ファンド	世界各国の政府または政府機関が発行する固定または変動利付債券（非投資適格債券を含みます。）および債務のポートフォリオを主な投資対象とします。
サブ・ファンドの運用方法	サブ・ファンドは、マスター・ファンドの米ドル建て投資証券クラスに主に投資することにより本投資目的の達成を目指します。したがって、サブ・ファンドはマスター・ファンドのフィーダー・ファンドを務めるため、実質的に受益証券の売却代金のすべてがマスター・ファンドに投資されます。	
主な投資制限	管理会社は、サブ・ファンドのために以下に掲げることを行いません。 (a) 取得の結果として管理会社が運用するすべての集団投資信託が保有する投資会社ではないいずれかの会社の議決権付株式の総数が当該会社の全発行済議決権付株式の50パーセントを超える場合において、当該会社の株式を取得すること (b) サブ・ファンドによって保有される上場されていないか、または容易に換金することができない投資対象の価額の合計が、当該投資対象の取得の結果、当該取得の直後に直近の純資産価額の15パーセントを超えることとなる場合において、上場されていないか、または容易に換金することができない投資対象を取得すること（ただし、かかる制限は、当該投資の評価方法が英文目論見書またはその補遺において明確に開示されている場合および当該投資対象の価格の透明性を確保する適切な方法が取られている場合は、投資対象の取得を妨げないものとします。） (c) 自己取引を行い、または本人としての管理会社の取締役と取引を行うこと (d) 管理会社、または受益者以外の第三者の利益を図る目的での取引を含む（ただし、これらに限られません。）受益者の利益を害し、またはサブ・ファンドの資産の適切な運用に反する取引を行うこと (e) 空売りの結果、サブ・ファンドの計算において空売りされる有価証券の市場価額の総額が当該空売りの直後に純資産価額を超える場合に、空売りを行うこと (f) 後記「借入れ」の項に記載の借入制限に従わずに、借入れを行うこと 借入れ 管理会社および／またはその委託先は、サブ・ファンドの計算において金銭を借り入れることができますが、借入残高の総額が純資産価額の10パーセントを超える結果とはならないことを条件とします。ただし、サブ・ファンドが他のサブ・ファンド、投資ファンドまたは他の種類の集団投資スキームとの併合を含む（ただし、これらに限られません。）特別な状況において、12か月を超えない期間で一時的に制限を超える場合はこの限りではありません。	
分配方針	サブ・ファンドは、受益者に対して、分配を行う予定はありません。	

I. 運用の経過等

(1) 当期の運用の経過および今後の運用方針

■ 1口当たり純資産価格等の推移について

<米ドル建て受益証券>



第5期末の1口当たり純資産価格：

9.909米ドル

第6期末の1口当たり純資産価格：

10.347米ドル
(分配金額：該当事項はありません。)

騰落率：

4.42%

<豪ドル建て(ヘッジあり)受益証券>



第5期末の1口当たり純資産価格：

10.292豪ドル

第6期末の1口当たり純資産価格：

10.636豪ドル
(分配金額：該当事項はありません。)

騰落率：

3.34%

<ユーロ建て(ヘッジあり)受益証券>



第5期末の1口当たり純資産価格：

9.347ユーロ

第6期末の1口当たり純資産価格：

9.461ユーロ
(分配金額：該当事項はありません。)

騰落率：

1.22%

- (注1) 騰落率は、税引前の分配金を分配時に再投資したものとみなして計算しています。以下同じです。なお、ファンドに分配金の支払実績はありません。
- (注2) 各会計年度末の純資産総額および1口当たり純資産価格の財務書類（ファンドの経理状況）記載の数値との差異は、一定の調整の結果生じています。以下同じです。
- (注3) サブ・ファンドの購入価額により課税条件は異なりますので、お客様の損益の状況を示すものではありません。
- (注4) サブ・ファンドにベンチマークは設定されていません。

■ 1口当たり純資産価格の主な変動要因

米国債利回りの低下ならびに社債のエクスポージャーおよび新興国債券のエクスポージャーによる安定したパフォーマンスに牽引され、2018年7月1日から2019年6月30日までのテンプレートン世界債券ファンド 外貨建てシリーズの米ドル建てクラスのリターンは、4.42%、豪ドル建て（ヘッジあり）クラスのリターンは3.34%、ユーロ建て（ヘッジあり）クラスのリターンは1.22%となりました。

■ 分配金について

該当事項はありません。

■ 投資環境について

当期前半の資本市場では、世界的に広がる貿易を巡る不確実性および景気後退懸念を背景に、リスク回避姿勢が広範囲にわたって台頭しました。長短金利が逆転する場面もありました。市場はその後、主に米国債の利回り低下に牽引されて回復しましたが、関税追加とそれに対する報復措置が幾度となく繰り返され、米中間の貿易摩擦は、報道で引き続き大きく取り沙汰されました。米連邦準備制度理事会（以下「FRB」といいます。）と他の主要な中央銀行は、政策においてハト派色を強め、成長方向に転換しました。FRBは、2019年6月に10年ぶりの利下げを行い、利上げサイクルを終了させた一方、欧州中央銀行は、利上げ計画を見送り、2019年の成長予想を下方修正しました。米国10年物国債利回りは、期末に2.9%前後から2.0%まで低下し、2016年後半以来の水準となりました。投資家の間では、世界的に新たな量的緩和策が実施されるとの見方が強まりました。

■ ポートフォリオについて

● サブ・ファンド

サブ・ファンドは、フランクリン・テンプレートン・インベストメント・ファンズのサブ・ファンドであるテンプレートン・グローバル・ボンド・ファンドの米ドル建て投資証券クラスに投資しました。マスター・ファンドは世界各国の政府または政府機関が発行する固定または変動利付債券および債務のポートフォリオに主に投資します。

● フランクリン・テンプレートン・インベストメント・ファンズ

テンプレートン・グローバル・ボンド・ファンド

○ 運用状況

（国・地域配分）

— 主な国・地域配分については、2019年6月末時点で、メキシコ17.7%、韓国16.9%、ブラジル14.4%、インド8.7%、インドネシア7.6%となりました。

（通貨別配分）

— 主な通貨別配分*については、2019年6月末時点で、米ドル90.5%、円20.3%、ブラジルレアル14.9%、メキシコペソ14.5%、インドネシアルピア7.8%などを買建てる一方で、ユーロ、豪ドルを売建てとしました。

* 通貨別配分は為替予約を含めた実質的な配分です。

（信用格付別配分）

— 信用格付別構成については、2019年6月末時点で、投資適格55.6%、非投資適格20.3%、その他24.1%となりました。

報告期間におけるマスター・ファンドの絶対パフォーマンスはプラスとなりました。主に通貨戦略が米ドルベースのリターンにおいて大きくプラス寄与しました。デュレーション戦略（金利変化に対する債券価格の感応度に注目した戦略）もプラス寄与しました。一方、クレジット戦略（ソブリン債の信用力に注目した戦略）はややマイナス寄与となりました。

■投資の対象とする有価証券の主な銘柄

当期末現在における有価証券の主な銘柄については、後記「Ⅲ. ファンドの経理状況 (3) 投資有価証券明細表等」をご参照ください。

■今後の運用方針

●サブ・ファンド

管理会社は今後も、インカム・ゲイン、キャピタル・ゲインおよび通貨の利益を総合した元本の長期的成長を目的とし、マスター・ファンドの戦略を継続していく所存です。

●フランクリン・テンプルトン・インベストメント・ファンズー

テンプルトン・グローバル・ボンド・ファンド

○市場見通し (2019年11月末時点)

地政学リスクと貿易摩擦、ポピュリズムと政治の二極化、先進国の歯止めなき財政ファイナンス、低金利とインフレリスクの過小評価、リスク資産の過大評価等々、現在様々な要因が金融市場に影響を及ぼしていると考えます。

財政支出の拡大に伴い国債発行が増加し、金融市場で借入への依存が進むなか、長期ゾーンの米国債は、今後金利ショックが発生した場合に不安定な動きを見せる可能性があると考えます。加えて、サプライチェーンを巡る混乱、移民の制限、雇用環境のひっ迫が見られる中で、インフレリスクが過度に見過ごされていると考えます。また、緩和的金融政策が継続されることにより、既に割高となっているリスク資産が不自然に下支えされ、投資家の選好はさらにリスク資産へと向かい、様々な資産クラスでの価格の歪みにつながっています。金利リスクが過小評価され、長期ゾーンの米国債は割高であると考えており、ポートフォリオを今後のイールドカーブのスティーピングに備えたものとしています。

欧州では、製造業や投資が低迷し、経済成長に減速の兆しがみられます。インフレ率も低水準となっています。米国とユーロ圏の予想成長率や金利の較差に鑑み、ユーロは対米ドルで弱含むことが予想されます。

新興国市場では、一部の新興国のなかに、国内経済が堅調で、貿易の混乱を含むグローバルなショックへの対応力を示してきた国がみられます。特定の新興国、すなわち、外部ショックに対して比較的強靱で、より内需主導型の経済構造を持つ国、正統的な財政・金融政策を行っている国に注目しています。

○今後の運用方針

マスター・ファンドの運用哲学は長期的なファンダメンタルズに着目して辛抱強く投資を行うことです。市場価格は短期的にはファンダメンタルズから乖離することがありますが、中長期的にはファンダメンタルズを反映すると考えます。こうした考えの下、市場における不均衡を見出し、市場の転換点に先んじて将来の見通しに即した投資対象を発掘して参ります。今後もコントラリアン（逆張り投資家）の観点により市場の値動きが荒くなる時や市場がパニックの状況にある時にミスプライシングされた魅力的な投資機会を見出し投資する方針です。

(2) 費用の明細

項目	項目の概要	
受託会社の報酬	年額10,000米ドル（毎年四半期払い）	ファンドの受託業務およびこれに付随する業務への対価
管理会社の報酬	純資産価額に対する年率0.16パーセントの料率（毎月後払い）	ファンド資産の運用管理、ファンド証券の発行、買戻し業務への対価
管理事務代行会社、名義書換代理人および保管会社の報酬	純資産価額に対する年率0.08パーセントを上限とする報酬（毎月後払い）	ファンド資産の管理事務代行業務への対価
		受益証券の発行、譲渡および買戻しに関する登録名義書換事務への対価
		ファンド資産の保管業務への対価
代行協会の報酬	純資産価額に対する年率0.01パーセントを上限とする報酬（毎月後払い）	目論見書の配布、受益証券1口当たり純資産価格の公表、運用報告書等の文書の販売取扱会社への送付等の業務への対価
販売会社の報酬	販売会社が登録受益者となっている各受益証券の受益証券1口当たり純資産価格に対する年率0.75パーセントを上限とする報酬（毎月後払い）	日本におけるファンドの受益証券の販売業務、購入・買戻しの取次ぎ業務、運用報告書の交付等購入後の情報提供業務、およびこれらに付随する業務への対価
サービス・プロバイダーの報酬	販売会社としての資格における株式会社SMB C信託銀行または管理会社によって随時選任される日本における販売会社が登録保有者である各受益証券の受益証券1口当たり純資産価格に対する年率0.08パーセントを上限とする報酬（毎月後払い）	日本におけるサブ・ファンドに係る販売の援助の提供における、管理会社の補助業務への対価
その他の費用・手数料（当期）	0.47%	監査報酬、財務書類作成報酬、弁護士および専門家報酬、その他の費用

（注1）各報酬については、目論見書に定められている料率および金額を記しています。「その他の費用・手数料（当期）」には運用状況等により変動するものや実費となる費用が含まれます。便宜上、当期のその他の費用・手数料の金額をサブ・ファンドの当期末の純資産総額で除して100を乗じた比率を表示していますが、実際の比率とは異なります。

（注2）各項目の費用は、サブ・ファンドが組み入れている投資先ファンドの費用を含みません。

Ⅱ. 直近10期の運用実績

(1) 純資産の推移

下記会計年度および第6会計年度中における各月末の純資産の推移は、次のとおりです。

<米ドル建て受益証券>

	純資産価額		1口当たり純資産価格	
	(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(円)
第1会計年度末 (2014年6月末日)	47,204,495.18	5,139,625	10.495	1,143
第2会計年度末 (2015年6月末日)	38,889,485.62	4,234,287	10.144	1,104
第3会計年度末 (2016年6月末日)	23,984,093.46	2,611,388	9.327	1,016
第4会計年度末 (2017年6月末日)	16,710,779.19	1,819,470	10.226	1,113
第5会計年度末 (2018年6月末日)	11,725,170.03	1,276,637	9.909	1,079
第6会計年度末 (2019年6月末日)	10,731,974.05	1,168,497	10.347	1,127
2018年7月末日	11,880,227.74	1,293,519	10.189	1,109
8月末日	11,302,264.96	1,230,591	9.730	1,059
9月末日	11,285,008.68	1,228,712	9.946	1,083
10月末日	11,032,872.61	1,201,259	10.144	1,104
11月末日	10,830,953.51	1,179,274	10.173	1,108
12月末日	10,775,186.51	1,173,202	10.147	1,105
2019年1月末日	10,822,310.81	1,178,333	10.273	1,119
2月末日	10,908,675.85	1,187,737	10.419	1,134
3月末日	10,553,683.21	1,149,085	10.238	1,115
4月末日	10,695,760.65	1,164,554	10.419	1,134
5月末日	10,492,455.95	1,142,419	10.290	1,120
6月末日	10,731,974.05	1,168,497	10.347	1,127

(注) 各会計年度末、2018年12月末日および2019年6月末日の純資産価額および1口当たり純資産価格の財務書類(ファンドの経理状況)記載の数値との差異は、一定の調整の結果生じています。以下同じです。

＜豪ドル建て（ヘッジあり）受益証券＞

	純資産価額		1口当たり純資産価格	
	(豪ドル)	(千円)	(豪ドル)	(円)
第1会計年度末 (2014年6月末日)	12,233,407.51	920,931	10.629	800
第2会計年度末 (2015年6月末日)	8,474,157.70	637,935	10.490	790
第3会計年度末 (2016年6月末日)	8,060,522.95	606,796	9.677	728
第4会計年度末 (2017年6月末日)	4,196,907.51	315,943	10.649	802
第5会計年度末 (2018年6月末日)	3,297,043.48	248,201	10.292	775
第6会計年度末 (2019年6月末日)	4,463,685.73	336,026	10.636	801
2018年7月末日	3,387,870.65	255,039	10.576	796
8月末日	3,229,150.14	243,090	10.091	760
9月末日	3,278,778.96	246,826	10.312	776
10月末日	3,318,684.68	249,831	10.518	792
11月末日	3,307,434.39	248,984	10.533	793
12月末日	3,444,374.72	259,293	10.490	790
2019年1月末日	3,822,995.93	287,795	10.613	799
2月末日	3,899,337.46	293,542	10.758	810
3月末日	3,827,910.56	288,165	10.560	795
4月末日	4,493,743.95	338,289	10.738	808
5月末日	4,432,238.08	333,659	10.590	797
6月末日	4,463,685.73	336,026	10.636	801

＜ユーロ建て（ヘッジあり）受益証券＞

	純資産価額		1口当たり純資産価格	
	(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(円)
第1会計年度末 (2014年6月末日)	2,461,316.80	298,952	10.463	1,271
第2会計年度末 (2015年6月末日)	2,291,896.26	278,374	10.072	1,223
第3会計年度末 (2016年6月末日)	1,629,381.23	197,905	9.183	1,115
第4会計年度末 (2017年6月末日)	1,349,993.60	163,970	9.907	1,203
第5会計年度末 (2018年6月末日)	1,040,801.60	126,416	9.347	1,135
第6会計年度末 (2019年6月末日)	768,129.56	93,297	9.461	1,149
2018年7月末日	1,036,789.28	125,928	9.589	1,165
8月末日	968,673.76	117,655	9.139	1,110
9月末日	988,002.82	120,003	9.322	1,132
10月末日	1,001,371.79	121,627	9.487	1,152
11月末日	812,247.43	98,656	9.502	1,154
12月末日	807,309.70	98,056	9.444	1,147
2019年1月末日	814,558.93	98,936	9.530	1,158
2月末日	824,082.22	100,093	9.641	1,171
3月末日	807,320.42	98,057	9.445	1,147
4月末日	819,272.65	99,509	9.585	1,164
5月末日	806,525.96	97,961	9.436	1,146
6月末日	768,129.56	93,297	9.461	1,149

(2) 分配の推移

該当事項ありません。

(3) 販売及び買戻しの実績

下記会計年度における販売および買戻しの実績ならびに下記会計年度末日現在の発行済口数は、次のとおりです。

<米ドル建て受益証券>

会計年度	販売口数	買戻口数	発行済口数
第1会計年度 (2013年9月13日(運用開始日)～ 2014年6月末日)	5,649,999.225 (5,649,999.225)	1,152,275.410 (1,152,275.410)	4,497,723.815 (4,497,723.815)
第2会計年度 (2014年7月1日～ 2015年6月末日)	988,912.962 (988,912.962)	1,652,866.295 (1,652,866.295)	3,833,770.482 (3,833,770.482)
第3会計年度 (2015年7月1日～ 2016年6月末日)	95,047.671 (95,047.671)	1,357,480.370 (1,357,480.370)	2,571,337.783 (2,571,337.783)
第4会計年度 (2016年7月1日～ 2017年6月末日)	115,643.499 (115,643.499)	1,052,798.202 (1,052,798.202)	1,634,183.080 (1,634,183.080)
第5会計年度 (2017年7月1日～ 2018年6月末日)	46,248.094 (46,248.094)	497,161.818 (497,161.818)	1,183,269.356 (1,183,269.356)
第6会計年度 (2018年7月1日～ 2019年6月末日)	72,941.181 (72,941.181)	218,967.255 (218,967.255)	1,037,243.282 (1,037,243.282)

<豪ドル建て(ヘッジあり)受益証券>

会計年度	販売口数	買戻口数	発行済口数
第1会計年度 (2013年9月13日(運用開始日)～ 2014年6月末日)	1,469,342.234 (1,469,342.234)	318,356.255 (318,356.255)	1,150,985.979 (1,150,985.979)
第2会計年度 (2014年7月1日～ 2015年6月末日)	262,602.779 (262,602.779)	605,740.732 (605,740.732)	807,848.026 (807,848.026)
第3会計年度 (2015年7月1日～ 2016年6月末日)	250,329.765 (250,329.765)	225,302.621 (225,302.621)	832,875.170 (832,875.170)
第4会計年度 (2016年7月1日～ 2017年6月末日)	25,505.490 (25,505.490)	464,264.185 (464,264.185)	394,116.475 (394,116.475)
第5会計年度 (2017年7月1日～ 2018年6月末日)	18,400.459 (18,400.459)	92,166.056 (92,166.056)	320,350.878 (320,350.878)
第6会計年度 (2018年7月1日～ 2019年6月末日)	133,469.880 (133,469.880)	34,143.649 (34,143.649)	419,677.109 (419,677.109)

＜ユーロ建て（ヘッジあり）受益証券＞

会計年度	販売口数	買戻口数	発行済口数
第1会計年度 (2013年9月13日（運用開始日）～ 2014年6月末日)	269,404.269 (269,404.269)	34,165.676 (34,165.676)	235,238.593 (235,238.593)
第2会計年度 (2014年7月1日～ 2015年6月末日)	42,476.626 (42,476.626)	50,167.189 (50,167.189)	227,548.030 (227,548.030)
第3会計年度 (2015年7月1日～ 2016年6月末日)	13,310.936 (13,310.936)	63,432.042 (63,432.042)	177,426.924 (177,426.924)
第4会計年度 (2016年7月1日～ 2017年6月末日)	5,477.811 (5,477.811)	46,640.242 (46,640.242)	136,264.493 (136,264.493)
第5会計年度 (2017年7月1日～ 2018年6月末日)	3,366.996 (3,366.996)	28,280.529 (28,280.529)	111,350.960 (111,350.960)
第6会計年度 (2018年7月1日～ 2019年6月末日)	315.060 (315.060)	30,476.975 (30,476.975)	81,189.045 (81,189.045)

（注1）括弧内の数字は、本邦内における販売口数、買戻口数および発行済口数を表します。

（注2）第1会計年度の販売口数は、当初申込期間（2013年8月30日から2013年9月11日まで）中の販売口数を含みます。

（注3）本「（3）販売及び買戻しの実績」の数値は、財務書類と基準時点や端数処理方法が異なるため、財務書類の数値とは一致していません（「Ⅲ. ファンドの経理状況、財務諸表」の財務諸表に対する注記10参照。）。

Ⅲ. ファンドの経理状況

財務諸表

- a. ファンドの直近会計年度の日本語の財務書類は、香港における諸法令および一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものです（ただし、円換算部分を除きます。）。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものです。
- b. ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいいます。）であるケーピーエムジー ケイマン諸島から監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含みます。）が当該財務書類に添付されています。
- c. ファンドの原文の財務書類は、米ドルで表示されています。日本語の財務書類には、主要な金額について2019年10月31日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝108.88円、1豪ドル＝75.28円および1ユーロ＝121.46円）で換算された円換算額が併記されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。円換算額は、四捨五入のため合計欄の数値が総額と一致しない場合があります。
- d. ファンドの年次財務書類は、原文（英語版）のみが監査され、監査報告書が参照しているのは原文（英語版）のみです。年次財務書類および監査報告書がその他の言語に翻訳される場合、ファンドの受託会社および管理会社が年次財務書類および監査報告書の訳文の正確性に責任を負います。

(訳文)

独立監査人の監査報告書

受託会社御中

監査意見

私どもは、7ページから47ページ（訳注：原文のページ）に記載されたレッド・アーケ・グローバル・インベストメンツ(ケイマン)トラストのサブ・ファンドであるテンプルトン世界債券ファンド 外貨建てシリーズ（以下「サブ・ファンド」という。）の財務書類、すなわち、2019年6月30日現在の財政状態計算書、同日に終了した会計年度における包括利益計算書、受益証券保有者に帰属する純資産変動計算書およびキャッシュ・フロー計算書、ならびに重要な会計方針の要約を含む財務書類に対する注記の監査を行った。

私どもは、当該財務書類が、香港公認会計士協会(以下「HKICPA」という。)が発行した香港財務報告基準(以下「HKFRS」という。)に準拠して、サブ・ファンドの2019年6月30日現在の財政状態、ならびに同日に終了した会計年度における経営成績およびキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

私どもは、HKICPAが発行した香港監査基準(以下「HKSA」という。)に準拠して監査を行った。本基準のもとでの私どもの責任は、本報告書の「財務書類の監査に対する監査人の責任」区分に詳述されている。私どもは、ケイマン諸島における財務書類の監査に関連のある倫理上の要求とともにHKICPAの「職業会計士の倫理規程」（以下「当規程」という。）に基づきサブ・ファンドに対して独立性を保持しており、また、これらの要求および当規程で定められるその他の倫理上の責任を果たした。私どもは、監査意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務書類および監査報告書以外の情報

サブ・ファンドの管理会社および受託会社は、その他の記載内容に対して責任を有している。その他の記載内容は、年次報告書のうち、財務書類および監査報告書以外のすべての情報である。

私どもの監査意見の対象範囲には、その他の記載内容は含まれておらず、したがって、私どもは当該その他の記載内容に対していかなる保証の結論も表明しない。

財務書類監査における私どもの責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務書類または私どもが監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか考慮すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な虚偽表示の兆候があるかどうか留意することにある。私どもは、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な虚偽表示があると判断した場合には、当該事実を報告することが求められている。私どもは、その他の記載内容に関して報告すべき事項はない。

財務書類に対するサブ・ファンドの管理会社および受託会社の責任

サブ・ファンドの管理会社および受託会社は、HK I C P Aが発行したHK F R Sに準拠して、当該財務書類を作成し適正に表示すること、および不正または誤謬による重要な虚偽表示のない財務書類を作成するためにサブ・ファンドの管理会社および受託会社が必要と判断した内部統制を整備および運用する責任を有している。

財務書類を作成するに当たり、サブ・ファンドの管理会社および受託会社は、サブ・ファンドが継続企業として存続する能力があるかどうかを評価し、必要がある場合には当該継続企業の前提に関する事項を開示する責任を有し、また、サブ・ファンドの管理会社および受託会社がサブ・ファンドの清算もしくは事業停止の意図があるか、またはそうする以外に現実的な代替案がない場合を除き、継続企業の前提に基づいて財務書類を作成する責任を有している。

財務書類監査に対する監査人の責任

私どもの監査の目的は、全体としての財務書類に、不正または誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかに関する合理的な保証を得て、監査意見を表明することにある。本報告書は、機関としての受託会社に対してのみ作成されたものであり、他の目的では作成されていない。私どもは、本報告書の内容について、他の何人に対しても責任を負わない。

合理的な保証は、高い水準の保証であるが、HK S Aに準拠して行った監査が、すべての重要な虚偽表示を常に発見することを保証(guarantee)するものではない。虚偽表示は、不正または誤謬から発生する可能性があり、個別にまたは集計すると、当該財務書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

私どもは、HK S Aに準拠して実施する監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持し、また、以下を行う。

- 不正または誤謬による財務書類の重要な虚偽表示リスクを識別、評価し、当該リスクに対応した監査手続を立案、実施し、監査意見の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。不正による重要な虚偽表示リスクを発見できないリスクは、誤謬による重要な虚偽表示を発見できないリスクよりも高くなる。これは、不正には、共謀、文書の偽造、取引等の記録からの除外、虚偽の陳述、および内部統制の無効化が伴うためである。

- ・ 状況に応じて適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を理解する。ただし、これは、サブ・ファンドの内部統制の有効性に対する意見を表明するためではない。
- ・ サブ・ファンドの管理会社および受託会社が採用した会計方針およびその適用方法の適切性、ならびにサブ・ファンドの管理会社および受託会社によって行われた会計上の見積りの合理性を評価し、関連する開示の妥当性を検討する。
- ・ サブ・ファンドの管理会社および受託会社が継続企業を前提として財務書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、サブ・ファンドの継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況に関して重要な不確実性が認められるかどうかを結論付ける。重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務書類の開示に注意を喚起すること、または重要な不確実性に関する財務書類の開示が適切でない場合は、財務書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。私どもの結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、サブ・ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務書類の表示方法が適切であるかどうかを評価すること、関連する注記を含めた全体としての財務書類の表示、構成および内容を検討し、財務書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

私どもは、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、および監査の基準で求められているその他の事項について、サブ・ファンドの管理会社および受託会社に対して報告を行っている。

ケーピーエムジー
ケイマン諸島

2019年12月6日



KPMG
P.O. Box 493
SIX Cricket Square
Grand Cayman KY1-1106
Cayman Islands
Telephone +1 345 949 4800
Fax +1 345 949 7164
Internet www.kpmg.ky

Independent Auditors' Report to the Trustee

Opinion

We have audited the financial statements of Templeton Global Bond Fund Foreign Currency Series (the "Series Trust"), a series trust of Red Arc Global Investments (Cayman) Trust, set on pages 7 to 47, which comprise the statement of financial position as at 30 June 2019, the statement of comprehensive income, the statement of changes in net assets attributable to the unitholder and the statement of cash flows for the year then ended, and notes to the financial statements, including a summary of significant accounting policies.

In our opinion, the accompanying financial statements present fairly, in all material respects, the financial position of the Series Trust as at 30 June 2019, and its financial performance and its cash flows for the year then ended in accordance with Hong Kong Financial Reporting Standards ("HKFRSs") issued by the Hong Kong Institute of Certified Public Accountants ("HKICPA").

Basis for Opinion

We conducted our audit in accordance with Hong Kong Standards on Auditing ("HKSA") issued by the HKICPA. Our responsibilities under those standards are further described in the *Auditors' Responsibilities for the Audit of the Financial Statements* section of our report. We are independent of the Series Trust in accordance with the HKICPA's Code of Ethics for Professional Accountants (the "Code") together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements in the Cayman Islands, and we have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with these requirements and the Code. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Information Other Than the Financial Statements and Auditors' Report Thereon

The Manager and the Trustee of the Series Trust are responsible for the other information. The other information comprises all the information included in the annual report, but does not include the financial statements and our auditors' report thereon.

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

KPMG, a Cayman Islands partnership and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity.
Document classification: KPMG Confidential



Independent Auditors' Report to the Trustee (continued)

Information Other Than the Financial Statements and Auditors' Report Thereon (continued)

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit, or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of the Manager and the Trustee of the Series Trust for the Financial Statements

The Manager and the Trustee of the Series Trust are responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with HKFRSs issued by the HKICPA and for such internal control as the Manager and the Trustee of the Series Trust determine is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the Manager and the Trustee of the Series Trust are responsible for assessing the Series Trust's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the Manager and the Trustee of the Series Trust either intend to liquidate the Series Trust or to cease operations, or have no realistic alternative but to do so.

Auditors' Responsibilities for the Audit of the Financial Statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditors' report that includes our opinion. This report is made solely to you, as a body, in accordance with our agreed terms of engagement, and for no other purpose. We do not assume responsibility towards or accept liability to any other person for the contents of this report.

Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with HKSAAs will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with HKSAAs, we exercise professional judgment and maintain professional scepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.



Independent Auditors' Report to the Trustee (continued)

Auditors' Responsibilities for the Audit of the Financial Statements (continued)

- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Series Trust's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the Manager and the Trustee of the Series Trust.
- Conclude on the appropriateness of the Manager's and the Trustee's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Series Trust's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our auditors' report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our auditors' report. However, future events or conditions may cause the Series Trust to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with the Manager and the Trustee of the Series Trust regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

KPMG

6 December 2019

(1) 貸借対照表

財政状態計算書

2019年6月30日現在

(表示：別段の記載がない限り米ドル)

		2019年		2018年	
	注	米ドル	千円	米ドル	千円
資産					
流動資産					
現金および現金同等物	3, 11	388, 599	42, 311	145, 622	15, 855
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	4	14, 578, 197	1, 587, 274	15, 368, 643	1, 673, 338
資産合計		14, 966, 796	1, 629, 585	15, 514, 265	1, 689, 193
負債					
流動負債					
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債	4	—	—	4, 885	532
未払費用およびその他債務	11	59, 907	6, 523	64, 077	6, 977
ブローカーに対する債務	5	150, 000	16, 332	—	—
買戻しに係る未払金	6	24, 364	2, 653	129, 141	14, 061
負債合計(受益証券保有者に帰属する純資産を除く)		234, 271	25, 507	198, 103	21, 569
受益証券保有者に帰属する純資産	10	14, 732, 525	1, 604, 077	15, 316, 162	1, 667, 624
発行済受益証券数合計					
豪ドル建て(ヘッジあり)					
クラス	10 (a)	419, 677口		320, 351口	
ユーロ建て(ヘッジあり)					
クラス	10 (a)	81, 189口		111, 351口	
米ドル建てクラス	10 (a)	1, 037, 243口		1, 183, 269口	
受益証券1口当たり純資産価格					
豪ドル建て(ヘッジあり)					
クラス		10. 638豪ドル	801円	10. 268豪ドル	773円
ユーロ建て(ヘッジあり)					
クラス		9. 463ユーロ	1, 149円	9. 325ユーロ	1, 133円
米ドル建てクラス		10. 349米ドル	1, 127円	9. 886米ドル	1, 076円

2019年12月 6 日に受託会社および管理会社によって発行を承認、認可された。

メイリン・フィリップス、ロニー・カスバート) C I B C ・ バンク ・ アンド ・ トラスト ・ カンパニー
) (ケイマン) リミテッド (「受託会社」)
) を代表して
)
ソン・リ) シティグループ・ファースト・インベストメント・
) マネジメント・リミテッド (「管理会社」)
) を代表して
)

12ページから47ページ(訳注：原文のページ)の注記は本財務書類の一部である。

(2) 損益計算書

包括利益計算書

2019年6月30日に終了した会計年度

(表示：別段の記載がない限り米ドル)

	注	2019年		2018年	
		米ドル	千円	米ドル	千円
実効金利法を用いて計算された金利収益	7, 11	750	82	815	89
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に係る純利得／(損失)	8	691, 865	75, 330	(313, 328)	(34, 115)
正味為替差益／(損)		(2, 056)	(224)	(1, 871)	(204)
利益（損失）合計		690, 559	75, 188	(314, 384)	(34, 230)
管理会社報酬	11	(23, 358)	(2, 543)	(29, 678)	(3, 231)
受託会社報酬	11	(10, 250)	(1, 116)	(10, 750)	(1, 170)
管理事務代行会社、名義書換代理人および保管会社報酬	11	(8, 759)	(954)	(11, 129)	(1, 212)
販売会社報酬	11	(109, 490)	(11, 921)	(139, 115)	(15, 147)
代行協会員報酬	11	(1, 460)	(159)	(1, 855)	(202)
サービス・プロバイダー報酬	11	(11, 679)	(1, 272)	(14, 839)	(1, 616)
監査報酬		(30, 841)	(3, 358)	(30, 392)	(3, 309)
財務書類作成報酬	11	(8, 043)	(876)	(7, 979)	(869)
弁護士および専門家報酬		(2, 488)	(271)	(74, 341)	(8, 094)
その他		(27, 440)	(2, 988)	(27, 139)	(2, 955)
営業費用合計		(233, 808)	(25, 457)	(347, 217)	(37, 805)
運用による受益証券保有者に帰属する純資産の変動および当期包括利益合計		456, 751	49, 731	(661, 601)	(72, 035)

12ページから47ページ(訳注：原文のページ)の注記は本財務書類の一部である。

受益証券保有者に帰属する純資産変動計算書

2019年6月30日に終了した会計年度

(表示：別段の記載がない限り米ドル)

	注	2019年		2018年	
		米ドル	千円	米ドル	千円
期首残高		15,316,162	1,667,624	21,479,624	2,338,701
受益証券保有者との取引					
受益証券の販売					
－豪ドル建て(ヘッジあり)クラス	10(a)	1,015,865	110,607	152,305	16,583
－ユーロ建て(ヘッジあり)クラス	10(a)	3,438	374	38,542	4,196
－米ドル建てクラス	10(a)	758,313	82,565	471,198	51,304
		1,777,616	193,547	662,045	72,083
受益証券の買戻し					
－豪ドル建て(ヘッジあり)クラス	10(a)	(258,061)	(28,098)	(770,194)	(83,859)
－ユーロ建て(ヘッジあり)クラス	10(a)	(327,562)	(35,665)	(331,241)	(36,066)
－米ドル建てクラス	10(a)	(2,232,381)	(243,062)	(5,062,471)	(551,202)
		(2,818,004)	(306,824)	(6,163,906)	(671,126)
受益証券保有者との取引合計		(1,040,388)	(113,277)	(5,501,861)	(599,043)
運用による受益証券保有者に帰属する純資産の変動および当期包括利益合計					
		456,751	49,731	(661,601)	(72,035)
期末残高		14,732,525	1,604,077	15,316,162	1,667,624

12ページから47ページ(訳注：原文のページ)の注記は本財務書類の一部である。

キャッシュ・フロー計算書

2019年6月30日に終了した会計年度

(表示：別段の記載がない限り米ドル)

	2019年		2018年	
	米ドル	千円	米ドル	千円
営業活動				
運用による受益証券保有者に帰属する純資産の変動および当期包括利益合計	456,751	49,731	(661,601)	(72,035)
調整：				
受取利息	(750)	(82)	(815)	(89)
未実現純(利益)／損失	(787,395)	(85,732)	682,905	74,355
運転資本変動前営業(損失)／利益	(331,394)	(36,082)	20,489	2,231
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債の純減少	1,572,956	171,263	5,447,171	593,088
未払費用およびその他債務の(減少)／増加	(4,170)	(454)	3,494	380
ブローカーに対する債務の増加	150,000	16,332	—	—
利息受取額	750	82	815	89
営業活動から生じた正味現金	<u>1,388,142</u>	<u>151,141</u>	<u>5,471,969</u>	<u>595,788</u>
財務活動				
受益証券の販売による収入	1,777,616	193,547	668,045	72,737
受益証券の買戻しに係る支払額	(2,922,781)	(318,232)	(6,345,013)	(690,845)
財務活動に使用した正味現金	<u>(1,145,165)</u>	<u>(124,686)</u>	<u>(5,676,968)</u>	<u>(618,108)</u>
現金および現金同等物の純増加／(減少)	242,977	26,455	(204,999)	(22,320)
期首現金および現金同等物	<u>145,622</u>	<u>15,855</u>	<u>350,621</u>	<u>38,176</u>
期末現金および現金同等物	<u>388,599</u>	<u>42,311</u>	<u>145,622</u>	<u>15,855</u>

12ページから47ページ(訳注：原文のページ)の注記は本財務書類の一部である。

財務書類に対する注記

(表示：別段の記載がない限り米ドル)

1 概要

レッド・アーク・グローバル・インベストメンツ(ケイマン)トラスト(以下「トラスト」という。)は、管理会社としてのシティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッド(以下「管理会社」という。)と受託会社としてのCIBC・バンク・アンド・トラスト・カンパニー(ケイマン)リミテッド(以下「受託会社」という。)(以下あわせて「経営陣」という。)の間に2008年10月21日に締結され、2015年3月10日に修正および改訂された信託証書によりケイマン諸島の信託法に基づいて免除信託として設立されたアンブレラ型ユニット・トラストである。トラストは、2008年10月27日にケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法に基づいて登録された。テンプルトン世界債券ファンド 外貨建てシリーズ(以下「サブ・ファンド」という。)は2013年8月5日に設立された。サブ・ファンドの最初の取引日は2013年9月17日であった。

サブ・ファンドの投資目的は、インカム・ゲイン、キャピタル・ゲインおよび通貨の利益を統合したトータル・リターンを最大化することである。サブ・ファンドは、テンプルトン・グローバル・ボンド・ファンド(以下「マスター・ファンド」という。)の米ドル建て投資証券クラスに主に投資することにより本投資目的の達成を目指す。

2019年および2018年6月30日現在、トラストおよびサブ・ファンドには従業員はいなかった。サブ・ファンドの投資活動は、管理会社によって管理されている。サブ・ファンドの管理事務代行および保管機能は、シティバンク・エヌ・エイの香港支店(以下「管理事務代行会社」および「保管会社」という。)に委託されている。株式会社SMB C信託銀行は、サブ・ファンドの販売会社(以下「販売会社」という。)である。

2 重要な会計方針

(a) 法令遵守の表明

本財務書類は、該当するすべての香港財務報告基準(以下「HKFRS」という。)に準拠して作成されている。HKFRSとは、香港公認会計士協会(以下「HKICPA」という。)が公表したすべての適用可能な個別のHKFRS、香港会計基準(以下「HKAS」という。)および解釈指針、ならびに香港で一般に公正妥当と認められている会計原則を含む総称である。サブ・ファンドが適用した重要な会計方針の要約は、以下に記載されている。

HKICPAは、サブ・ファンドの当会計期間に初度適用される、または早期適用が認められる特定の新規および改訂されたHKFRSを公表している。注記2(d)は、本財務書類に反映され

ている当会計期間および前会計期間のサブ・ファンドに関連する範囲で、これらの修正の初度適用による会計方針の変更に関する情報を提供している。

(b) 作成の基礎

サブ・ファンドの受益証券は米ドル建てで発行および買戻しが行われ、サブ・ファンドのパフォーマンスは米ドル建てで測定されるという事実を反映して、本財務書類の機能通貨および表示通貨は、ケイマン諸島の現地通貨ではなく、米ドルである（1米ドル単位に四捨五入される）。

本財務書類の作成に使用される測定基準は、取得原価主義である。ただし、一部の金融商品は、注記2(e)の会計方針において説明されているように、その公正価値で計上される。その他の金融資産および金融負債は、償却原価または買戻可能価額（買戻可能受益証券）で計上される。

H K F R S に準拠した財務書類の作成において、経営陣は、会計方針の適用ならびに資産、負債、収益および費用の報告金額に影響を与える判断、見積りおよび仮定を行うことが要求される。見積りおよび関連する仮定は、状況に応じて合理的であると考えられる過去の実績およびその他の様々な要因に基づいており、その結果は、他の根拠からでは算定が容易でない資産および負債の帳簿価額について判断を下す際の根拠となっている。実際の結果はこれらの見積りとは異なる可能性がある。

見積りおよび基礎となる仮定は、継続的に検証される。会計上の見積りの変更が特定の期間だけに影響を与える場合は、見積りの変更が行われる期間に認識され、変更が当期と将来の期間の両方に影響を与える場合は、変更が行われる期間および将来の期間に認識される。

本財務書類に重要な影響を及ぼすH K F R S の適用に際して経営陣が行った判断および見積りの不確実性の主な原因については、注記12に記載されている。

(c) 外貨換算

期中の外貨建取引は、取引日における為替レートで米ドルに換算されている。外貨建の貨幣性資産および負債は、報告期間末現在の為替レートで米ドルに換算されている。

換算により生じる外貨換算差額は、正味為替差損益として純損益に認識される。ただし、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および負債から生じるものを除く。これは、純損益を通じて公正価値で測定する金融商品による純損益の構成要素として認識される。

(d) 会計方針の変更

HK ICPAは、サブ・ファンドの当会計期間に初度適用される、多くのHKFRSの修正を公表した。このうち、サブ・ファンドの財政状態に関連する変更は以下のとおりである。

－ HKFRS第9号「金融商品」

サブ・ファンドは、HKFRS第9号と同時に適用されたHKFRS第9号の修正「*負の補償を伴う期限前償還要素*」を除き、当会計期間において未発効の新基準または解釈指針を適用していない(注記13参照)。

HKFRS第9号の経過措置で認められているとおり、本財務書類全体の比較情報は、本基準の要求事項を反映するために一般的には修正再表示されていない。

以下の変更を除き、サブ・ファンドは、注記2(e)に記載されている会計方針を本財務書類に表示されているすべての期間において首尾一貫して適用している。

HKFRS第9号「金融商品」

HKFRS第9号は、金融資産、金融負債および非金融項目を売買する一部の契約を認識し、測定するための要求事項を規定している。本基準は、HKAS第39号「*金融商品：認識および測定*」を置き換えるものである。

HKFRS第9号の適用により、サブ・ファンドは、それに伴うHKAS第1号「*財務諸表の表示*」の修正を適用し、以下が要求されることとなった。

- － 金融資産の減損は包括利益計算書上の独立の表示科目に表示される。HKAS第39号では、損失が発生した場合に減損が認識された。サブ・ファンドは従来、発生した損失を報告していなかった。
- － 実効金利法を用いて計算した償却原価またはその他の包括利益を通じて公正価値(以下「FVOCI」という。)で測定する金融資産から生じる金利収益を包括利益計算書に区分表示する。サブ・ファンドは従来、この金額を財務書類に対する注記において開示していた。

HKFRS第9号の適用は、サブ・ファンドの受益証券保有者に帰属する純資産に重要な影響を及ぼさなかった。

i. 金融資産および金融負債の分類および測定

HKFRS第9号は、金融資産について、償却原価、FVOCI、純損益を通じた公正価値(以下「FVTPL」という。)で測定される3つの主要な測定区分を含んでいる。HKFRS第9号に基づく金融資産の分類は、金融資産が管理される事業モデルおよびその契約上のキャッシュ・

フローの特性に基づいている。HKFRS第9号により、満期保有投資、貸付金および債権、売却可能というHKAS第39号の区分は廃止される。HKFRS第9号の下では、主契約が基本準の範囲に該当する金融資産である契約に組み込まれたデリバティブは、区分されない。代わりに、混合金融商品全体の分類が検討される。

HKFRS第9号は、金融負債の分類および測定に関するHKAS第39号の現行の要求事項の大部分を維持する。

HKFRS第9号の適用は、サブ・ファンドの金融負債に関する会計方針に重要な影響を及ぼさなかった。

サブ・ファンドがHKFRS第9号に基づいて金融商品を分類および測定し、関連する利得および損失を会計処理する方法の説明については、注記2(e)を参照のこと。

以下の表および注記は、2018年7月1日現在のサブ・ファンドの金融資産および金融負債の各クラスについて、HKAS第39号における当初の測定区分およびHKFRS第9号における新たな測定区分を説明している。

	注	HKAS第39号に基づく 当初の分類	HKFRS第9号に基づく 新たな分類
金融資産			
現金および現金同等物		貸付金および債権	償却原価
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	(a)	FVTPL測定に指定	強制的にFVTPL で測定
金融負債			
未払費用およびその他債務		償却原価	償却原価
受益証券買戻未払金		償却原価	償却原価
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債	(a)	FVTPL測定に指定	強制的にFVTPL で測定

(a) HKAS第39号では、これらの金融商品は、公正価値ベースで管理され、その業績が公正価値ベースで監視されているため、FVTPL測定に指定されている。当該資産は、HKFRS第9号に基づいて強制的にFVTPLで測定されるものとして分類されている。

2018年7月1日現在のすべての金融負債の帳簿価額は、HKFRS第9号の初度適用による影響を受けていない。

ii. 金融資産の減損

HKFRS第9号は、HKAS第39号の「発生損失」モデルを予想信用損失(以下「ECL」という。)モデルに置き換える。新たな減損モデルは、償却原価で測定する金融資産およびFVOCIで測定する負債性金融商品に適用されるが、資本性金融商品への投資には適用されない。HKFRS第9号では、信用損失はHKAS第39号に基づくよりも早い時点で認識される。

2018年7月1日現在の金融資産の帳簿価額に対するHKFRS第9号の適用による影響は、新たな減損要求事項のみに関連している。管理会社は、取引相手方が近い将来に契約上の義務を履行するための高い能力を有しているため、債務不履行の可能性はゼロに近いと考えている。2018年7月1日現在、HKFRS第9号の減損要求事項の適用開始時の現金および現金同等物に係る減損引当金は認識されていない。したがって、金融資産の帳簿価額は同じである。

iii. 移行

HKFRS第9号の適用による会計方針の変更は、以下に記載のものを除き、遡及的に適用される。

- ー 比較対象期間の修正再表示は一般的には行われず、HKFRS第9号の適用により生じる金融資産の帳簿価額の差異は、2018年7月1日現在の受益証券保有者に帰属する純資産に認識される。このため、2018年に公表された情報は、HKFRS第9号の要求事項ではなく、HKAS第39号の要求事項を反映している。
- ー サブ・ファンドは、比較対象期間の修正再表示を行うのではなく、HKFRS第9号からHKAS第1号への修正により、事後的に償却原価またはFVOCIで測定する金融資産からの利息収益を包括利益計算書の独立の表示科目として表示する要求事項が導入されたことを考慮して免除規定を適用した。比較対象期間および報告期間において、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産からの利息収益はない。
- ー 以下の評価は、適用開始日に存在していた事実および状況に基づいて行われた。
 - ー 金融資産を保有する事業モデルの決定
 - ー FVTPLで測定する特定の金融資産の従前の指定の取消し

(e) 金融商品

(i) 当初認識

サブ・ファンドは、下記(ii)に記載されるように、設立時にその金融商品を様々なカテゴリーに分類している。金融商品は当初、公正価値で測定されるが、これは通常、取引価格と同額である。純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債に係る取引費用は、直ちに費用計上される。

サブ・ファンドは、金融資産および金融負債を、当該商品の契約上の規定の当事者になった日に認識する。純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債の通常の売買は、取引日基準で認識される。当該取引日より、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産または金融負債の公正価値の変動により生じた利得および損失が発生時に計上される。

(ii) 区分

(A) 2018年7月1日から適用された方針

当初認識時に、サブ・ファンドは償却原価またはFVTPLで測定する金融資産を分類する。

金融資産は、以下の要件をともに満たし、かつ、FVTPLとして指定されていない場合、償却原価で測定される。

- ー 契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的とする事業モデルの中で保有されていること
- ー その契約条件により、元本および利息の支払のみ(以下「SPPI」という。)であるキャッシュ・フローが特定の日に生じること

サブ・ファンドのその他のすべての金融資産は、FVTPLで測定される。

(B) 事業モデル評価

サブ・ファンドは、金融資産を保有する事業モデルの目的を評価する際に、以下を含む、事業の管理方法に関するすべての関連情報を考慮している。

- ー 文書化された投資戦略と当該戦略の実施。これには、投資戦略が契約上の受取利息を獲得すること、特定の金利プロファイルを維持すること、金融資産のデュレーションに関連する負債のデュレーションまたは予想キャッシュ・アウトフローと対応させること、あるいは資産の売却によりキャッシュ・フローを実現することに焦点を当てているかどうかが含まれる。
- ー ポートフォリオのパフォーマンスが、どのように評価され、サブ・ファンドの経営陣に報告されているか
- ー 事業モデル(および当該事業モデルの中で保有されている金融資産)の業績に影響を与えるリスクと、当該リスクが管理されている方法
- ー 経営陣にどのように報酬が与えられるのか(例えば、報酬の基礎となるのは管理している資産の公正価値なのか、回収した契約上のキャッシュ・フローなのか)
- ー 過年度における金融資産の売却の頻度、量および時期、当該売却の売却の理由、ならびに将来の売却活動についての予想

認識の中止の要件を満たさない取引における金融資産の第三者への譲渡は、サブ・ファンドが資産を継続的に認識していることと整合しており、この目的のための売却とはみなされない。

サブ・ファンドは、2つの事業モデルがあると判断した。

- － 回収のために保有する事業モデル：これには、現金および現金同等物が含まれる。当該金融資産は、契約上のキャッシュ・フローを回収するために保有される。
- － その他の事業モデル：これには、デリバティブ金融商品が含まれる。当該金融商品は、管理とその業績評価が公正価値ベースで行われ、頻繁に売却が発生している。

契約上のキャッシュ・フローがSPPIであるかどうかの評価

この評価の目的上、「元本」は、当初認識時における金融資産の公正価値と定義される。「金利」とは、貨幣の時間価値、特定の期間における元本残高に関する信用リスクならびに他の基本的な融資リスクおよびコスト(例えば、流動性リスクおよび管理コスト)への対価と利益マージンとして定義される。

契約上のキャッシュ・フローがSPPIであるかどうかを評価する際に、サブ・ファンドは当該商品の契約条件を考慮する。これには、金融資産がこの条件を満たさないような契約上のキャッシュ・フローの時期または金額を変更させる可能性のある契約条件を含んでいるかどうかを評価することが含まれる。サブ・ファンドは、この評価を行うにあたり、以下の事項を考慮している。

- － キャッシュ・フローの金額またはタイミングを変更する偶発的事象
- － レバレッジ要素
- － 期限前償還要素と期限延長要素
- － サブ・ファンドの請求権を特定の資産からのキャッシュ・フロー(例えば、ノンリコース要素)に限定する条件
- － 貨幣の時間的価値の考慮(例えば、金利の定期的な再設定)を修正する要素

サブ・ファンドは、事業モデルと契約上のキャッシュ・フローの評価に基づいて投資を分類している。したがって、サブ・ファンドは、デリバティブ金融資産へのすべての投資を、FVTPLで測定する金融資産の区分に分類する。償却原価で測定する金融資産には、現金および現金同等物が含まれている。

分類変更

- － 金融資産は、サブ・ファンドが金融資産の管理に関する事業モデルを変更しない限り、当初認識後に再分類されない。この場合、影響を受けるすべての金融資産は、事業モデルの変更後の最初の報告期間の初日に分類変更される。

(C) 2018年7月1日より前に適用された方針

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債は、売却目的で保有する金融資産および金融負債、ならびに当初認識時に純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産および金融負債から構成される。

売買目的の金融商品は、主に短期の利益獲得目的で取得または負担する売買目的の金融資産および金融負債である。また、デリバティブは売買目的の金融商品として会計処理される。

金融商品は、以下の場合、当初認識時に純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定される。

- ー 資産または負債が公正価値基準で管理、評価および内部報告される。
- ー 公正価値での測定により、発生する可能性のある会計上のミスマッチが解消または大幅に軽減される。
- ー 資産または負債が、契約に基づいて要求される可能性のあるキャッシュ・フローを大幅に修正する組込デリバティブを含んでいる。
- ー 金融商品からの組込デリバティブの分離が禁止されていない。

この区分の金融資産および金融負債は公正価値で計上される。公正価値の変動は発生期間の純損益に含まれる。売却または買戻しの時点で、売却純収入または正味支払額と帳簿価額の差額は純損益を通じて公正価値で測定する金融商品に係る実現純利益または損失に含まれる。

サブ・ファンドは、認識の中止に際して純損益に認識される実現損益の決定に加重平均法を利用している。

貸付金および債権に分類される金融資産は、該当する場合には減損控除後の実効金利法を用いた償却原価で計上される。貸付金および債権に分類される金融資産には、現金および現金同等物が含まれている。

純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定されない金融負債は、実効金利法を用いた償却原価で測定され、未払費用およびその他債務、ブローカーに対する債務ならびに買戻しに係る未払金を含む。

(iii) 公正価値測定基準

公正価値とは、主要な市場、あるいは主要な市場がない場合には、測定日においてサブ・ファンドがアクセスを有する最も有利な市場での、測定日における市場参加者間の秩序ある取引において、資産を売却するために受け取るであろう価格または負債を移転するために支払うであろう価格である。負債の公正価値は、不履行リスクを反映している。

入手可能な場合には、サブ・ファンドは、活発な市場における相場価格を用いて金融商品の公正価値を測定する。資産または負債の取引が、継続的に価格付けの情報を提供するのに十分な頻度と量で行われている場合に、市場が活発であるとみなされる。

公認証券取引所の取引相場価格や取引所で取引されない金融商品に関するブローカー／ディーラーによる価格がない場合、もしくは市場が活発でない場合、当該商品の公正価値は、実際の市場取引において入手し得る価格に関する確実な見積りを提供する評価技法を用いて見積られる。

当初認識時における金融商品の公正価値についての最善の証拠は通常、取引価格—すなわち、与えた、または受領した対価の公正価値である。サブ・ファンドが、当初認識時における公正価値が取引価格と異なっており、公正価値が、同一の資産または負債に関する活発な市場における相場価格によって証明されていない、もしくは観察可能な市場からのデータのみを使用した評価技法に基づいていないと判断する場合、金融商品は、当初認識時における公正価値と取引価格の間の差異を繰り延べるために調整された公正価値で当初測定される。その後、この差異は、当該商品の存続期間にわたって適切な基準により純損益に認識される。ただし、評価が観察可能な市場データにより全面的に支援されている期間、または取引が完了するまでの期間に限られている。

割引キャッシュ・フロー法が利用される場合、見積将来キャッシュ・フローは、経営陣の最善の見積りに基づいており、使用される割引率は条件が類似する商品に適用される報告年度末現在の市場レートである。他の価格決定モデルが利用される場合、インプットは報告年度末現在の市場データに基づいている。

サブ・ファンドは、振替が生じる報告年度末時点で公正価値ヒエラルキーのレベル間の振替を認識する。

(iv) 減損

(A) 2018年7月1日から適用された方針

サブ・ファンドは、償却原価で測定する金融資産について、ECLに対する損失評価引当金を認識している。

サブ・ファンドは、12ヶ月のECLで測定される以下の金融資産を除き、全期間のECLに等しい金額で損失評価引当金を測定する。

- 報告日において信用リスクが低いと判断される金融資産
- 信用リスク(すなわち、資産の予想存続期間にわたって債務不履行が発生するリスク)が当初認識以降に著しく増大していないその他の金融資産

サブ・ファンドは、金融資産の信用リスクが当初認識以降に著しく増大したかどうかを判断する際、またECLを見積もる際に、関連性があり、過大なコストや労力を掛けずに、入手可能である合理的で裏付け可能な情報について考慮する。これには、サブ・ファンドの過去の経

験および情報に基づく信用評価による、また将来予測的な情報を含む、量的および定性的情報と分析の両方が含まれる。

サブ・ファンドは、期限経過が30日超である場合、金融資産の信用リスクが著しく増大したと仮定する。

サブ・ファンドは、以下の場合に、金融資産が債務不履行に陥っているとみなす。

- ー サブ・ファンドが有価証券の現金化(保有されている場合)といった行動に遡及権を有していない場合で、借手がサブ・ファンドに対する信用義務を全額支払う可能性が低い場合
- ー 金融資産の期限経過が90日超である場合

サブ・ファンドは、取引相手方の信用格付けが「投資適格」という世界的に理解されている定義と同等である場合、金融資産の信用リスクは低いとみなしている。サブ・ファンドは、これをムーディーズのBaa3以上またはスタンダード&プアーズのBBB-以上とみなしている。

全期間のECLとは、金融商品の予想存続期間にわたって生じ得るすべての債務不履行事象から生じるECLである。

12ヶ月間のECLは、報告日から12ヶ月以内(または、金融商品の予想存続期間が12ヶ月未満である場合には、それより短い期間)に生じ得る債務不履行事象から生じるECLの一部である。

ECLを見積もる際に考慮すべき最長の期間は、サブ・ファンドが信用リスクにさらされる最長の契約期間である。

ECLの測定

ECLは、信用損失の確率加重した見積りである。信用損失は、すべてのキャッシュ不足額(すなわち、企業が契約に従って受け取るべきキャッシュ・フローと、サブ・ファンドが受け取ると見込んでいるキャッシュ・フローとの差額)の現在価値として測定される。ECLは金融資産の実効金利で割り引かれる。

信用減損金融資産

サブ・ファンドは、各報告日において、償却原価で計上されている金融資産が信用減損しているかどうかを評価している。金融資産は、金融資産の見積将来キャッシュ・フローに不利な影響を及ぼす1つまたは複数の事象が生じている場合に、「信用減損」している。

金融資産が信用減損している証拠には、以下の観察可能なデータが含まれる。

- ー 債務者または発行者の重大な財政的困難
- ー 契約違反(債務不履行または90日超の期限経過事象など)

- ー 借手が破産または他の財務上の再編を行う可能性が高くなったこと

財政状態計算書におけるECL引当金の表示

償却原価で測定する金融資産の損失評価引当金は、資産の総額での帳簿価額から控除される。

直接償却

サブ・ファンドがある金融資産全体または一部分の回収に合理的な予想を有していない場合には、金融資産の総額での帳簿価額は直接償却される。

(B) 2018年7月1日より前に適用された方針

取得原価または償却原価で計上される金融資産は、減損の客観的証拠があるかどうかを判断するために報告期間の期末時点で検討される。かかる兆候がある場合には、減損損失は、当該資産の帳簿価額と見積将来キャッシュ・フローを当該金融資産の当初の実効金利で割り引いた現在価値との差額として純損益において認識される。

以後の期間において、償却原価で計上される金融資産に対して認識される減損損失の額が減少し、その減少が評価減の後に発生した事象に客観的に関連付けることができる場合には、当該評価減は純損益を通じて戻し入れられる。過年度において減損損失が認識されなかったと仮定した場合に算定される、当該資産の帳簿価額を限度として減損損失の戻入れが行われる。

(v) 認識の中止

金融資産は、当該金融資産からのキャッシュ・フローを受け取る契約上の権利が消滅した場合、あるいは当該金融資産が所有に関する実質的にすべてのリスクおよび経済価値とともに譲渡された場合に、認識が中止される。

金融負債は、契約で特定された債務が免除、取消または消滅した場合に、認識が中止される。

(vi) 組成された企業

組成された企業とは、誰が当該企業を支配しているのかを決定する際に、議決権または類似の権利が決定的な要因とならないように設計された企業である(あらゆる議決権が管理業務のみに関係しており、実質的意義のある活動は契約上の取決めによって指図される場合など)。

組成された企業は、次の特徴または属性の一部または全部を有していることが多い。

- － 制限された活動
- － 限られた範囲の十分に明確化された目的(例えば、組成された企業の資産に関連するリスクとリターンを投資家に移転することによる投資家への投資機会の提供など)
- － 組成された企業が劣後的な財務的支援なしに活動資金を調達するには不十分な資本
- － 信用リスクまたはその他のリスクの集中を生み出す、投資家に対する契約上関連した複数の金融商品の形での資金調達(トランシェ)

経営陣は、サブ・ファンドのマスター・ファンドへの投資(注記9(a)参照)が非連結の組成された企業への投資であり、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産(注記4参照)として分類されると考えている。マスター・ファンドの投資目的は、インカム・ゲイン、キャピタル・ゲインおよび通貨の利益を統合したトータル・リターンを最大化することである。マスター・ファンドは、資本関係のない資産管理者により管理されており、その投資目的を達成するために様々な投資戦略を適用している。

マスター・ファンドは、主に、世界各国の政府または政府関係機関が発行する固定および変動利付債券ならびに債務のポートフォリオに投資する。マスター・ファンドは、低水準ながら、あらゆる国の企業が発行する、あらゆるクオリティの債券および国際的な企業の債券に投資することができる。マスター・ファンドは、ヘッジおよび投資目的でデリバティブを利用することができる。デリバティブは、市場に対するエクスポージャーを伴う積極的な投資運用商品として利用される。マスター・ファンドは、ルクセンブルグの営業日に保有者の選択により売却可能な、償還可能持分を発行することにより、その運用に係る資金を調達し、保有者にマスター・ファンド純資産の比例持分に相当する権利を与える。サブ・ファンドは、マスター・ファンドの償還可能持分を保有するものの、マスター・ファンドに出資は行っていない。2019年6月30日現在、サブ・ファンドは、マスター・ファンドの純資産の0.10%(2018年:0.10%)を保有していた。

マスター・ファンドに対するサブ・ファンドの持分は、各募集要項の条件に従い、マスター・ファンドの将来価値の不確実性から生じる市場価格リスクの影響を受ける。経営陣は、マスター・ファンドの戦略およびマスター・ファンドの管理会社の全体的なクオリティの検討を含む、マスター・ファンドに関する広範囲にわたるデュー・ディリジェンスの後に投資判断を行う。

マスター・ファンドの公正価値の変動は、包括利益計算書の「純損益を通じて公正価値で測定する金融商品に係る純利得/(損失)」に含まれている。

(vii) 相殺

金融資産および金融負債は、サブ・ファンドが該当金額を相殺する法的権利を有しており、

純額で決済するか、資産の換金と負債の決済を同時に実行するかの意図を有している場合にのみ、相殺して財政状態計算書に純額で表示される。

(f) 現金および現金同等物

現金および現金同等物は、銀行に対する預金を含む。現金同等物とは、容易に換金可能であり、価値の変動について僅少なリスクしか負わない、取得時点で満期まで3ヶ月以内である流動性の高い短期投資である。

(g) 受取利息

受取利息は、取得日または発生日に算定される商品の当初の実効金利を用いて、発生時に純損益に認識される。受取利息には、割引またはプレミアムの償却費、取引費用あるいは利付商品の当初の帳簿価額と実効金利ベースで算定される満期時の金額との他の差額が含まれている。

本国で課税された源泉徴収税の総額が計上され、かかる税金がある場合には、個別に純損益に認識される。

(h) 純損益を通じて公正価値で測定する金融商品に係る純利得または損失

純損益を通じて公正価値で測定する金融商品に係る純利得または損失には、すべての実現および未実現の公正価値の変動と為替換算差額が含まれているが、受取利息は含まれていない。

(i) 費用

サブ・ファンドの費用はすべて、発生基準で純損益に認識される。

(j) 法人税

ケイマン諸島

ケイマン諸島の現行の課税制度に基づいて、サブ・ファンドは、収益、利益またはキャピタル・ゲインに係る税金の支払いを免除されている。トラストは、ケイマン諸島の総督から、トラストの設立日から50年間、税金が免除となる保証を受けている。したがって、法人税等引当金は本財務書類において計上されていない。

香港

サブ・ファンドには、その投資活動のいずれに関しても香港の税金が課されないことが予想される。

(k) 受益証券保有者による受益証券の現金化

受益証券保有者は、香港、ルクセンブルグ、ニューヨークおよび東京の各地において商業銀行が営業している日、および／または管理会社により適宜書面で指定される他の日(以下「買戻日」という。)に、受益証券を現金化できる。受益証券は、関連する買戻日の受益証券1口当たり純資産価格で現金化される予定である。受益証券1口当たり純資産価格は、該当する買戻日現在のサブ・ファンドの純資産価額を参照して算定される。

(l) 発行済受益証券

サブ・ファンドは、金融商品の契約内容に応じて、発行済金融商品を金融負債または持分商品に分類している。

発行体が現金または別の金融資産で当該商品の買戻しまたは償還を行う契約債務を含んでいるプッタブル金融商品は、以下の条件をすべて満たす場合に資本として分類される。

- (i) サブ・ファンドの清算の場合に、保有者にサブ・ファンドの純資産の比例持分に応じた権利を与える。
- (ii) その他すべての商品クラスに劣後する商品のクラス内にある。
- (iii) その他すべての商品クラスに劣後する商品のクラス内にある金融商品がすべて同じ特性を有する。
- (iv) サブ・ファンドが現金または別の金融資産で当該商品の買戻しまたは償還を行う契約債務以外に、当該商品に負債としての分類が必要となる他の特性が含まれていない。
- (v) その契約期間にわたって当該商品に帰属する予想キャッシュ・フローの合計は、実質的に、当該商品の契約期間にわたるサブ・ファンドの純損益、認識される純資産の変動、または認識・未認識純資産の公正価値の変動に基づいている。

サブ・ファンドの買戻可能受益証券は金融負債として分類され、買戻価格の現在価値で測定される。

サブ・ファンドは買戻可能受益証券を3つのクラス(豪ドル建て(ヘッジあり)、ユーロ建て(ヘッジあり)および米ドル建てクラス)として発行している。豪ドル建て(ヘッジあり)、ユーロ建て(ヘッジあり)および米ドル建てクラスは、様々なクラスの受益証券が異った通貨(以下「参照通

貨」という。)建てであることを除き、金融商品のうち最劣後のクラスであり、すべての重要な点で同順位であり、同一の条件が付されている。買戻可能受益証券は、買戻日またはサブ・ファンドの清算時に、サブ・ファンドの該当するクラスの受益証券の純資産に対する受益証券保有者の持分に比例する価額の現金で買戻しを請求する権利を受益証券保有者に提供している。

(m) 関連当事者

(a) 以下に該当する人物または当該人物の近親者は、サブ・ファンドに関連している。

- (i) サブ・ファンドに対して支配権または共同支配権を有している。
- (ii) サブ・ファンドに重要な影響力を行使することができる。あるいは
- (iii) サブ・ファンドまたはサブ・ファンドの親会社の経営幹部の一員である。

(b) 以下の条件のいずれかが該当する事業体は、サブ・ファンドに関連している。

- (i) 当該事業体とサブ・ファンドが同じグループの一員である(すなわち、サブ・ファンドの親会社、子会社および兄弟会社が互いに関連している。)。
- (ii) 一方の事業体が、もう一方の事業体の関連会社または合併事業(あるいはもう一方の事業体が属しているサブ・ファンドの別の事業体の関連会社または合併事業)である。
- (iii) 両方の事業体がいずれも同じ第三者の合併事業である。
- (iv) 一方の事業体が第三者の事業体の合併事業であり、もう一方の事業体はその第三者の事業体の関連会社である。
- (v) 当該事業体がサブ・ファンドまたはサブ・ファンドに関連する事業体のいずれかの従業員給付のための退職後給付制度である。
- (vi) 当該事業体が(a)で特定した人物の支配下または共同支配下にある。
- (vii) (a)(i)で特定した人物が当該事業体に重要な影響力を行使することができる、あるいは当該事業体(または当該事業体の親会社)の経営幹部の一員である。
- (viii) 当該事業体、あるいはその一部であるグループの一員が、サブ・ファンドまたはサブ・ファンドの親会社に経営幹部サービスを提供する。

ある人物の近親者とは、サブ・ファンドとの取引において、当該人物に影響を及ぼす、または影響を受けることが予想される親族のことである。

3 現金および現金同等物

	2019年 米ドル	2018年 米ドル
銀行に対する当座預金	388,599	145,622

サブ・ファンドが保有する現金は、シティバンク・エヌ・エイの香港支店に預けられている。

4 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債

	2019年 米ドル	2018年 米ドル
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産		
デリバティブ以外の金融商品：		
－非上場オープン・エンド型マスター・ ファンドであるテンブルトン世界債券 ファンドへの投資	14,539,053	15,364,395
デリバティブ金融商品：		
－先渡為替予約	39,144	4,248
	14,578,197	15,368,643
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債		
デリバティブ金融商品：		
－先渡為替予約	—	(4,855)

5 ブローカーに対する債務

当該残高は未決済の購入に関するブローカーに対する債務の金額を示しており、1ヶ月以内に決済される見込みである。

6 買戻しに係る未払金

当該残高は買戻された受益証券に関する受益証券保有者に対する債務の金額を示しており、1ヶ月以内に決済される見込みである。

7 実効金利法を用いて計算された金利収益

	2019年 米ドル	2018年 米ドル
銀行残高に係る受取利息	750	815

8 純損益を通じて公正価値で測定する金融商品に係る純利得／(損失)

	2019年 米ドル	2018年 米ドル
デリバティブ以外の金融商品：		
－非上場オープン・エンド型マスター・ファンドであるテンプルトン世界債券ファンドへの投資	934, 657	(236, 666)
デリバティブ金融商品：		
－先渡為替予約	(242, 792)	(76, 662)
	691, 865	(313, 328)
内：		
実現純(損失)／利益	(95, 530)	369, 577
未実現純利益／(損失)	787, 395	(682, 905)
	691, 865	(313, 328)

9 金融商品および関連リスク

サブ・ファンドは、投資戦略に従って、投資を行う金融商品および市場に関連する様々なタイプの金融リスクにさらされている。サブ・ファンドがさらされているリスクは、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクを含む、ファンド・オブ・ファンズ構造のリスク、原ファンドのリスクおよびサブ・ファンドのリスクである。市場リスクには、金利リスク、為替リスクおよび価格リスクが含まれる。

報告期間末現在で保有している金融商品の性質と範囲および関連する金融リスク、ならびにサブ・ファンドが採用しているリスク管理方針は、以下のとおりである。

(a) 投資戦略

注記1に記載のとおり、サブ・ファンドの投資目的は、インカム・ゲイン、キャピタル・ゲインおよび通貨の利益を統合したトータル・リターンを最大化することである。サブ・ファンドは、マスター・ファンドに主に投資することにより本投資目的の達成を目指す。

マスター・ファンドは、非上場オープン・エンド型ファンドである。マスター・ファンドは、株式会社および可変資本型投資会社としてルクセンブルグ大公国の法律に基づきルクセンブルグにおいて設立された会社であるフランクリン・テンプルトン・インベストメント・ファンズのサブ・ファンドである。フランクリン・テンプルトン・インベストメント・ファンズは、譲渡可能証券の集団投資事業としての資格を有する。

マスター・ファンドは、マスター・ファンドの純資産の投資および再投資に関する日々の運用・管理を行っている、フランクリン・アドバイザーズ・インク(以下「マスター・ファンドの管理会社」という。)により運用されている。マスター・ファンドの管理会社は、マスター・ファンドのアンブレラ・ファンドであるフランクリン・テンプルトン・インベストメント・ファンズから投資運用報酬を受け取る。

マスター・ファンドの投資目的は、インカム・ゲイン、キャピタル・ゲインおよび通貨の利益を統合したトータル・リターンを最大化することである。マスター・ファンドは、世界各国の政府または政府関係機関が発行する固定および変動利付債券(投資不適格債券を含む。)ならびに債務のポートフォリオに主に投資することにより目的の達成を目指す。

マスター・ファンドは、ヘッジおよび投資目的でデリバティブを利用する。デリバティブは、市場に対するエクスポージャーを伴う積極的な投資運用商品として利用される。

マスター・ファンドの機能通貨は米ドルである。またサブ・ファンドの管理会社は、満期までの期間が約1ヶ月の先渡為替予約を締結することにより、サブ・ファンドの豪ドル建て(ヘッジあり)受益証券およびユーロ建て(ヘッジあり)受益証券のサブ・ファンドの参照通貨(すなわち、豪ドル建て(ヘッジあり)受益証券については豪ドル、ユーロ建て(ヘッジあり)受益証券についてはユーロ。以下同様。)と機能通貨間の外国為替エクスポージャーを体系的にヘッジする(以下「為替ヘッジ取引」という。)

サブ・ファンドの資産の一部は、サブ・ファンドの日々の現金の必要性が生じた際に備え、現金として留保される。

(b) ファンド・オブ・ファンズ構造のリスク

サブ・ファンドは、受益証券の発行による収入の実質的にすべてをマスター・ファンドに投資しており、ファンド・オブ・ファンズ構造で運用している。

ファンド・オブ・ファンズ構造により、複数の当事者がマスター・ファンドとサブ・ファンドに投資するという特有のリスクが生じる。その受益証券は同順位でない場合があり、投資収益の低下につながる可能性がある。仮に大口投資家がマスター・ファンドから撤退した場合、残りの

投資家は、より高い営業費用を比例按分して負担することがある。さらに、投資家が短期間に元本の多額の換金を行う場合、マスター・ファンドに経済的に最も有利ではない時期および方法で有価証券のポジションを一度に清算する必要がある可能性があり、これによりマスター・ファンドの資産の価値に悪影響を与える可能性がある。

サブ・ファンドは、マスター・ファンドに対する投資を通じてその投資目的を達成する。投資目的が達成されるかどうかは、マスター・ファンドの金融商品のパフォーマンスとマスター・ファンドの継続的な利用可能性、ならびにマスター・ファンドの管理会社の事業の継続性に依存する。

サブ・ファンドはファンド・オブ・ファンズ構造に基づいており、トラッカー・ファンドとして設定されていない。サブ・ファンドのパフォーマンスは、マスター・ファンドのパフォーマンスとは異なることがある。

(c) マスター・ファンドのリスク

ファンド・オブ・ファンズ構造において、サブ・ファンドにはマスター・ファンドのリスクに対する間接的なエクスポージャーがあり、マスター・ファンドが被った損失はサブ・ファンドの財政状態に悪影響を及ぼす可能性がある。マスター・ファンドはサブ・ファンドの原ファンドであり、マスター・ファンドの管理会社により監視される以下の重要なリスクにさらされている。サブ・ファンドは、それらのリスクに間接的にさらされている。

(i) マスター・ファンドの信用リスク

マスター・ファンドの信用リスクは、マスター・ファンドが保有する債券の発行体が、期日に元本または利息を支払うことに関して債務不履行に陥るまたは支払を行わない場合に生じる。マスター・ファンドの管理会社には、信用リスクを特定、測定、監視および管理する手続がある。

有価証券取引は、承認された、信頼できるブローカーを通じて、引渡時に決済または支払が行われ、未決済残高は厳密に監視される。

マスター・ファンドが投資する債券の信用格付けは高く、その信用の質は発行体の性質と過去の貸倒実績率に基づいて評価される。

(ii) マスター・ファンドの為替リスク

為替リスクは、マスター・ファンドの機能通貨と金融商品の表示通貨間の為替レートの変動の影響により生じる。

(iii) マスター・ファンドの流動性リスク

流動性リスクは、マスター・ファンドの管理会社が支払時期に債務を決済するのに十分な現金を生成することができない場合に生じる。主要な流動性リスクとは、マスター・ファンドの受益証券の継続的な買戻しをいう。

(iv) マスター・ファンドの金利リスク

金利リスクは、マスター・ファンドの金融商品の公正価値および将来キャッシュ・フローが基礎としている実勢市場金利の変動の影響により生じる。マスター・ファンドの管理会社は、該当期間のエクスポージャーを定量化することによりリスクを監視している。

(v) マスター・ファンドのデリバティブ・リスク

デリバティブ・リスクは、マスター・ファンドがヘッジおよび投資目的で締結するデリバティブ契約から生じる。デリバティブ契約は高レバレッジの投資であり、評価額は原資産の変動により決定される。デリバティブ契約は、マスター・ファンドの流動性リスク、信用リスクおよび取引相手方リスクを増加させる。

マスター・ファンドへの投資に対するサブ・ファンドの最大エクスポージャーは、マスター・ファンドへの投資の公正価値である。

(d) サブ・ファンドの市場リスク

サブ・ファンド保有の投資はすべて、純損益を通じて公正価値で測定されるものであり、市況のあらゆる変動が損益に直接影響を及ぼす。市場リスクとは、金利、為替レートまたは価格の変動の結果、投資の価値が変動するリスクである。

(i) 金利リスク

金利リスクは、金利の変動が将来のキャッシュ・フローまたは金融商品の公正価値に影響を及ぼすことにより、サブ・ファンドに潜在的な損益がもたらされる可能性から生じる。サブ・ファンドの金利リスクは、管理会社により継続的に管理されている。銀行預金を除いて、サブ・ファンドのすべての金融資産および金融負債は無利息である。

(ii) 為替リスク

サブ・ファンドは、金融商品に投資し、機能通貨以外の通貨建ての取引を行う場合がある。その結果、サブ・ファンドは、他の外貨に対する機能通貨の為替レートが、米ドル以外の通貨建てのサブ・ファンドの金融資産または負債の該当部分の価額に悪影響を及ぼしかねない変動を示すというリスクにさらされている。

資産または負債の表示通貨と機能通貨間の為替レートの変動により、当該資産または負債の公正価値が上昇または低下することがある。サブ・ファンドの参照通貨および機能通貨間の為替エクスポージャーは、豪ドル建て(ヘッジあり)クラスおよびユーロ建て(ヘッジあり)クラスについて表示される。ヘッジ比率に従って管理会社による為替ヘッジ取引が行われ、一定の残余リスクが生じる。また、為替ヘッジ取引の結果、機能通貨に対する参照通貨の上昇は、これに対応する(ヘッジあり)クラスの受益証券1口当たり純資産価格の増額をもたらさない。

通貨の感応度

2019年6月30日および2018年6月30日の時点で、他のすべての変動要因が不変であるという前提の下で、米ドルが各通貨に対して5%(2018年:5%)下落した場合、先渡為替予約の公正価値は、以下の金額分増加する。

	2019年6月30日の 想定元本 米ドル	米ドルが5%下落した 場合の先渡為替予約の 公正価値の変動 米ドル	2018年6月30日の 想定元本 米ドル	米ドルが5%下落した 場合の先渡為替予約の 公正価値の変動 米ドル
豪ドル	3,133,318	156,836	2,411,654	121,548
ユーロ	872,102	43,721	1,200,820	60,731
合計	4,005,420	200,557	3,612,474	182,279

他のすべての変動要因が不変であるという前提の下で、米ドルが上記の通貨に対して5%(2018年:5%)上昇した場合、上記の財務書類の金額に上記の金額と同額の減少をもたらす効果がある。

(iii) 価格リスク

価格リスクとは、個別の投資銘柄または発行体に固有の要素によるか、あるいは市場で売買されるすべての金融商品に影響を及ぼす要素によるかにかかわらず、市場価格の変動の結果、金融商品の価値が変動するリスクである。

価格の感応度

サブ・ファンドの資産は、実質的にマスター・ファンドに投資されるため、マスター・ファンドの価格リスクにさらされる。マスター・ファンドの相場価格が5%(2018年：5%)減少したならば、受益証券保有者に帰属する純資産および当該会計年度の包括利益合計が726,953米ドル(2018年：768,220米ドル)減少し、逆に5%増加したならば、受益証券保有者に帰属する純資産が同額増加すると見積もられている。

(e) サブ・ファンドの信用リスク

信用リスクとは、金融商品取引の取引相手方が、サブ・ファンドと締結した義務または契約を遂行できないリスクである。サブ・ファンドの信用リスクに対するエクスポージャーは、管理会社により継続的に監視される。

ECLから生じる金額

現金および現金同等物に係る減損は、12ヶ月の予想損失ベースで測定されており、エクスポージャーの短期の満期を反映している。サブ・ファンドが保有するすべての現金は、シティ・バンク・エヌ・エイの香港支店(管理事務代行会社および保管会社でもある。)に預けられている。管理会社は、当該エクスポージャーの信用リスクは低いと考えている。

HFRS第9号の適用開始日に、管理会社は、取引相手方が近い将来に契約上の義務を履行するための高い能力を有しているため、債務不履行の可能性はゼロに近いと考えている。現金および現金同等物に係る減損引当金は認識されていない。損失評価引当金の金額は、2019年度中に変更されなかった。

サブ・ファンドは、サブ・ファンドの現金および現金同等物残高を保管する保管銀行、および為替ヘッジ取引に基づいて先渡為替予約の取引相手方に対する信用リスクにさらされている。

サブ・ファンドが保有するすべての現金は、シティ・バンク・エヌ・エイの香港支店(管理事務代行会社および保管会社でもある。)に預けられている。管理会社は、当該銀行の信用リスクは低いと考えている。

為替ヘッジ取引により、豪ドル建て(ヘッジあり)およびユーロ建て(ヘッジあり)クラスの受益証券保有者は取引相手方リスクにさらされている。為替ヘッジ取引は、管理会社の関連会社であるシティグループ・グローバル・マーケット・ジャパン・インクと行われた。

2019年6月30日および2018年6月30日の時点で、サブ・ファンドの金融資産の大半は、マスター・ファンドに配分されていた。投資運用会社はフランクリン・アドバイザーズ・インクであ

る。

サブ・ファンドは、マスター・ファンドに対する投資を通じて、信用リスクに間接的にさらされている。

スタンダード&プアーズ格付サービスにより提供されるマスター・ファンドの管理会社の持株会社の信用格付けは、以下のとおりである。

	スタンダード&プアーズによる信用格付け	
	2019年	2018年
フランクリン・リソース・インク	A+	A+

(f) サブ・ファンドの流動性リスク

流動性リスクは、管理会社が、適時に、現金化のニーズを満たすように投資を換金することができない可能性があるリスクから生じる。サブ・ファンドは、買戻日に受益証券保有者による受益証券の買戻しにおいて流動性リスクにさらされている。

受益証券保有者はいずれの買戻日においても受益証券を現金化することができる。通常の市況であれば、管理会社は、買戻しの義務を果たすためにマスター・ファンドに対するサブ・ファンドの投資を清算する。受益証券の現金化に関して受益証券保有者に支払われる金額は、通常、関連する買戻日(注記2(k)に定義)後、ファンドの8営業日以内に支払われるものとする。

負債の期日までの残存期間別内訳

以下の表は、2019年6月30日および2018年6月30日現在のサブ・ファンドの負債の、契約上の期日までの残存期間の詳細を示している。

2019年					
	要求払い 米ドル	1ヶ月以内 米ドル	1ヶ月超 3ヶ月以内 米ドル	3ヶ月超 1年以内 米ドル	合計 米ドル
非トレーディング負債					
未払費用およびその他債務	—	49,872	10,035	—	59,907
ブローカーに対する債務	—	150,000	—	—	150,000
買戻しに係る未払金	—	24,364	—	—	24,364
受益証券保有者に帰属する純資産	14,732,525	—	—	—	14,732,525
合計	14,732,525	224,236	10,035	—	14,966,796
2018年					
	要求払い 米ドル	1ヶ月以内 米ドル	1ヶ月超 3ヶ月以内 米ドル	3ヶ月超 1年以内 米ドル	合計 米ドル
非トレーディング負債					
未払費用およびその他債務	—	59,042	5,035	—	64,077
買戻しに係る未払金	—	129,141	—	—	129,141
受益証券保有者に帰属する純資産	15,316,162	—	—	—	15,316,162
合計	15,316,162	188,183	5,035	—	15,509,380
トレーディング負債					
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債	—	4,885	—	—	4,885

(g) 公正価値

(i) 公正価値で計上される金融商品

継続的に報告期間末現在で測定されるサブ・ファンドの金融商品の公正価値について、HKFRS第13号「公正価値測定」に定義された3つのレベルの公正価値ヒエラルキーの内訳は、以下の表のとおりである。公正価値測定が分類されるレベルは、評価技法に用いられるインプットの観察可能性および重要性を参照して決定されており、以下のとおりである。

- ーレベル1の評価：レベル1のインプット、すなわち測定日現在の同一の金融資産または金融負債に関する活発な市場における無調整の相場価格のみを用いて測定される公正価値。
- ーレベル2の評価：レベル2のインプット、すなわちレベル1の基準を満たさない観察可能なインプットを用いるが、重要で観察不能なインプットは用いずに測定される公正価値。観察不能なインプットとは、市場データを入手できないインプットである。
- ーレベル3の評価：重要で観察不能なインプットを用いて測定される公正価値。

2019年				
	レベル1 米ドル	レベル2 米ドル	レベル3 米ドル	合計 米ドル
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
デリバティブ以外の金融商品：				
ー非上場オープン・エンド型 マスター・ファンドであるテン ブルトン世界債券ファンドへの 投資	—	14,539,053	—	14,539,053
デリバティブ金融商品				
ー先渡為替予約	—	39,144	—	39,144
	—	14,578,197	—	14,578,197
2018年				
	レベル1 米ドル	レベル2 米ドル	レベル3 米ドル	合計 米ドル
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
デリバティブ以外の金融商品：				
ー非上場オープン・エンド型 マスター・ファンドであるテン ブルトン世界債券ファンドへの 投資	—	15,364,395	—	15,364,395
デリバティブ金融商品：				
ー先渡為替予約	—	4,248	—	4,248
	—	15,368,643	—	15,368,643
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債				
デリバティブ金融商品：				
ー先渡為替予約	—	(4,885)	—	(4,885)

2019年6月30日および2018年6月30日に終了した会計年度において、レベル1、レベル2およびレベル3の金融商品の間で振替はなかった。

(ii) 公正価値以外で計上される金融商品

純損益を通じて公正価値で測定されない金融商品は、帳簿価額が公正価値に近似する短期金融商品である。

以下の表は、公正価値で測定されない金融商品の公正価値を示しており、公正価値測定が区分される公正価値ヒエラルキーのレベルにより分析している。

2019年				
	レベル1 米ドル	レベル2 米ドル	レベル3 米ドル	合計 米ドル
金融資産				
現金および現金同等物	—	388,599	—	388,599
金融負債				
未払費用およびその他債務	—	(59,907)	—	(59,907)
ブローカーに対する債務	—	(150,000)	—	(150,000)
買戻しに係る未払金	—	(24,364)	—	(24,364)
受益証券保有者に帰属する純資産	—	(14,732,525)	—	(14,732,525)
	—	(14,966,796)	—	(14,966,796)
2018年				
	レベル1 米ドル	レベル2 米ドル	レベル3 米ドル	合計 米ドル
金融資産				
現金および現金同等物	—	145,622	—	145,622
金融負債				
未払費用およびその他債務	—	(64,077)	—	(64,077)
買戻しに係る未払金	—	(129,141)	—	(129,141)
受益証券保有者に帰属する純資産	—	(15,316,162)	—	(15,316,162)
	—	(15,509,380)	—	(15,509,380)

(iii) 先渡為替予約

先渡為替予約残高は、以下のとおりであった。

2019年

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

通貨 買い	通貨 買い金額	通貨 売り	通貨 売り金額	決済日	公正価値 米ドル
豪ドル	4,477,128	米ドル	3,101,034	2019年7月31日	35,696
ユーロ	766,953	米ドル	870,965	2019年7月31日	3,448

2018年

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

通貨 買い	通貨 買い金額	通貨 売り	通貨 売り金額	決済日	公正価値 米ドル
ユーロ	1,037,147	米ドル	1,210,376	2018年7月31日	4,248

純損益を通じて公正価値で測定する金融負債

通貨 買い	通貨 買い金額	通貨 売り	通貨 売り金額	決済日	公正価値 米ドル
豪ドル	3,282,830	米ドル	2,435,853	2018年7月31日	(4,885)

先渡為替予約とは、将来の特定日に特定価格にて、指定された通貨を売買する契約であり、現金で決済される。先渡為替予約は店頭取引である。当該先渡為替予約は、サブ・ファンドの外国為替エクスポージャーをヘッジするために締結された。

先渡為替予約は、契約額に関連した市場価格の変動に基づく市場リスクにさらされることになる。市場リスクは、為替レートの変動の可能性により生じる。また、通常、想定上の契約規模に関連して要求される預入証拠金は低いため、高いレバレッジが先渡取引口座の特徴となる。その結果、先渡為替予約の基礎的数値における比較的少額の価格変動により、サブ・ファンドに多額の損失が生じる場合がある。

想定元本とは、サブ・ファンドにより取引される先渡為替予約の公正価値の基礎となる外貨の基礎参照金額である。想定元本は現在の公正価値を示しておらず、必ずしもサブ・ファンド

の先渡為替予約の将来キャッシュ・フローを示すものではないが、想定元本により特定される変数に関連する基礎価格の変動は、当該デリバティブ金融商品の公正価値に影響を及ぼす。

豪ドル建て(ヘッジあり)クラス受益証券およびユーロ建て(ヘッジあり)クラス受益証券の保有者のため、先渡為替予約におけるサブ・ファンドの取引は実行され、それは原則として、米ドルを売り、参照通貨を買うことにより行われる。為替ヘッジ取引の結果、米ドルに対する豪ドル高またはユーロ高(場合に応じて)は、これに対応する豪ドル建て(ヘッジあり)クラス受益証券またはユーロ建て(ヘッジあり)クラス受益証券の受益証券1口当たり純資産価格の増額をもたらさない。当該取引により生じる損益はすべて、それぞれ豪ドル建て(ヘッジあり)クラス受益証券およびユーロ建て(ヘッジあり)クラス受益証券に負担される。

先渡為替予約の取引相手は信用のある金融機関である、管理会社の兄弟会社であるため、債務不履行リスクは低いと考えられる。

10 受益証券保有者に帰属する純資産

(a) 発行済および買戻受益証券

	受益証券口数 2019年		
	豪ドル建て (ヘッジあり)クラス	ユーロ建て (ヘッジあり)クラス	米ドル建て クラス
2018年7月1日現在	320,351	111,351	1,183,269
受益証券の期中販売	133,470	315	72,941
受益証券の期中買戻し	(34,144)	(30,477)	(218,967)
2019年6月30日現在	419,677	81,189	1,037,243

	受益証券口数 2018年		
	豪ドル建て (ヘッジあり)クラス	ユーロ建て (ヘッジあり)クラス	米ドル建て クラス
2017年7月1日現在	394,116	136,265	1,634,183
受益証券の期中販売	18,401	3,367	46,248
受益証券の期中買戻し	(92,166)	(28,281)	(497,162)
2018年6月30日現在	320,351	111,351	1,183,269

2019年6月30日および2018年6月30日現在、サブ・ファンドが発行したすべての受益証券は金融負債に分類されていた。サブ・ファンドの唯一の受益証券保有者は、株式会社SMB C信託銀

行である。受益証券保有者は、販売会社である。

3つのクラスの受益証券すべての当初申込は、1口当たりそれぞれの参照通貨10単位の価格で行われた。受益証券は、買戻日またはサブ・ファンドの清算時に、買戻費用なしで、該当するクラスの受益証券1口当たり純資産価格で買い戻される。

議案決議についての受益証券保有者の総会において、受益証券保有者は、本人出席、委任状出席または代理出席により、本人が保有する受益証券1口につき1議決権を有している。

トラストおよびサブ・ファンドは外部から資本要件を課されていない。2019年6月30日現在、サブ・ファンドの受益証券保有者に帰属する純資産は14,732,525米ドル(2018年：15,316,162米ドル)であった。サブ・ファンドは、受益証券保有者が受益証券の買戻しを請求する場合の資金需要を満たす十分な流動性を維持すると同時に、サブ・ファンドの投資目的に沿った投資に受益証券の発行から受領した資金を投資するよう努めている。

サブ・ファンドの受益証券保有者は、保有受益証券をトラストの他のサブ・ファンドの受益証券と交換できない。

サブ・ファンドには、2019年6月30日および2018年6月30日に終了した会計年度において配当金またはその他分配金を支払う意思がない。

(b) 純資産の調整

サブ・ファンドの英文目論見書に従い、サブ・ファンドの純資産は、すべての取引についてあらかじめ定められた締切時間に基づいて計算されている。英文目論見書に基づいた締切時間後の取引は、翌日に計上される。HKFRSの要求の下では、当該取引は、金融商品の認識および認識中止基準に従うように同日に計上される。このアプローチにより、HKFRSの純資産と発行済受益証券および英文目論見書の純資産と発行済受益証券の間に期間差異が生じる。設立費用は、英文目論見書に従って、設立日から5年を超えない期間にわたって償却される。しかし、HKFRSに基づく財務報告目的上、すべての費用は発生時に純損益に認識されなければならない。

評価目的で算定された額とHKFRSに従い算定された額との間の純資産に関する調整は以下のとおりである。

2019年				
	豪ドル建て (ヘッジあり) クラス 米ドル	ユーロ建て (ヘッジあり) クラス 米ドル	米ドル建て クラス 米ドル	合計 米ドル
評価目的上の受益証券保有者に帰属する純資産	3, 123, 877	873, 445	10, 731, 974	14, 729, 296
期間差異の調整	685	191	2, 353	3, 229
設立費用の調整	—	—	—	—
財務書類において報告された受益証券保有者に帰属する純資産	3, 124, 562	873, 636	10, 734, 327	14, 732, 525

2018年				
	豪ドル建て (ヘッジあり) クラス 米ドル	ユーロ建て (ヘッジあり) クラス 米ドル	米ドル建て クラス 米ドル	合計 米ドル
評価目的上の受益証券保有者に帰属する純資産	2, 422, 102	1, 205, 047	11, 725, 170	15, 352, 319
期間差異の調整	(5, 713)	(2, 843)	(27, 658)	(36, 214)
設立費用の調整	9	4	44	57
財務書類において報告された受益証券保有者に帰属する純資産	2, 416, 398	1, 202, 208	11, 697, 556	15, 316, 162

評価目的上の受益証券数とHKFRSに従い計上された受益証券数との間の受益証券数に関する調整は以下のとおりである。

2019年			
	豪ドル建て (ヘッジあり)クラス	ユーロ建て (ヘッジあり)クラス	米ドル建て クラス
評価目的上の発行済受益証券	419, 677	81, 189	1, 037, 243
期間差異の調整	—	—	—
財務書類において報告された発行済受益証券	419, 677	81, 189	1, 037, 243

	2018年		
	豪ドル建て (ヘッジあり)クラス	ユーロ建て (ヘッジあり)クラス	米ドル建て クラス
評価目的上の発行済受益証券	320, 351	111, 351	1, 183, 269
期間差異の調整	—	—	—
財務書類において報告された発行済 受益証券	320, 351	111, 351	1, 183, 269

11 関連当事者

サブ・ファンドに提供されたサービスに関して関連当事者から生じる報酬および費用は以下のとおりである。

管理会社報酬：	管理会社は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.16%の管理報酬を受け取る権利を有している。この報酬は日々発生し毎月後払いされる。
受託会社報酬：	受託会社は年間10,000米ドルの報酬を請求する。この報酬は日々発生し毎四半期後払いされる。
管理事務代行会社、 名義書換代理人および 保管会社報酬：	管理事務代行会社は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.08%を上限とする合算報酬を受け取る権利を有している。この報酬は日々発生し毎月後払いされる。
販売会社報酬：	販売会社は、販売会社が登録保有者である各受益証券について、サブ・ファンドの受益証券1口当たり純資産価格の年率0.75%を上限とする報酬を請求する。この報酬は日々発生し毎月後払いされる。
代行協会員報酬：	代行協会員は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.01%を上限とする報酬を請求する。この報酬は日々発生し毎月後払いで支払われる。
サービス・プロバイダー 報酬：	サービス・プロバイダーは、販売会社としての資格における株式会社SMB C信託銀行あるいは管理会社によって随時選任されることがある日本における販売会社が登録保有者であるサブ・ファンドの各受益証券1口当たり純資産価格の年率0.08%を上限とする報酬を受領する権利を有する。この報酬は、日々計算され、発生し、毎月後払いで支払われる。
財務書類作成費用：	管理事務代行会社は、財務書類作成毎に年間8,000米ドルの報酬を受け取る権利を有している。当会計年度に計上された財務書類作成費用は、8,043米ドル(2018年：7,979米ドル)であった。

サブ・ファンドの重要な関連当事者取引は以下のとおり要約される。

	2019年		2018年	
	費用計上額 米ドル	未払金 米ドル	費用計上額 米ドル	未払金 米ドル
管理会社報酬	23,358	4,138	29,678	4,486
受託会社報酬	10,250	10,035	10,750	5,035
管理事務代行会社、名義書換代理人および保管会社報酬	8,759	6,131	11,129	6,236
販売会社報酬	109,490	8,923	139,115	9,603
代行協会員報酬	1,460	119	1,855	128
サービス・プロバイダー報酬	11,679	952	14,839	1,024
財務書類作成費用	8,043	793	7,979	8,749

サブ・ファンドは、銀行業および有価証券保管業に関する通常の営業過程において管理事務代行会社の銀行サービスを利用している。現金および現金同等物ならびに投資残高に関する情報はそれぞれ注記3および4において開示されている。2019年6月30日に終了した会計年度において、管理事務代行会社により保全されていた銀行残高に係る受取利息は750米ドル(2018年：815米ドル)であった。

先渡為替予約の取引相手方は、管理会社の兄弟会社である。先渡為替予約に関する情報は注記9(g)(iii)において開示されている。

12 見積りの不確実性に関する主要な情報

公正価値の見積り

純損益を通じて公正価値で測定する金融商品の公正価値は、注記2(e)(iii)に記載のとおり、現在の市場パラメータを用いる評価モデルから得られる。公正価値の見積りは、市況および金融商品に関する情報に基づき、指定された時点で実施される。これらの見積りは主観的な性質を有し、不確実性および重要な判断事項を含むため、正確に算定することができない。それでも、公正価値は合理的な見積りの範囲内で信頼性をもって算定可能である。

13 2019年6月30日に終了した会計年度において公表されているが未発効の修正、新基準および解釈指針の潜在的影響

本財務書類の公表日までに、HK I C P Aは、2019年6月30日に終了した会計年度において未発効で本財務書類に適用されていない、多くの改訂および新基準を公表した。これらにはサブ・ファンドに関連する可能性のある以下のものが含まれている。

以下の日以降に開始する
会計期間に適用

HK (I F R I C) 第23号 「法人所得税務処理に関する不確実性」	2019年1月1日
HK F R S 基準の年次改善2015-2017年サイクル	2019年1月1日

サブ・ファンドは、これらの修正、新基準および解釈指針が初度適用の期間に及ぼす影響について評価中である。サブ・ファンドは、これまでのところ、これらの適用がサブ・ファンドの経営成績および財政状態に重要な影響を及ぼす可能性は低いと結論づけている。

補足情報(未監査)

パフォーマンス表

(表示：米ドル)

	2019年 米ドル	2018年 米ドル
純資産価額合計(英文目論見書に準拠して計算されている)	14,729,296	15,352,319
受益証券1口当たり純資産価格(英文目論見書に準拠して計算されている)		
ー豪ドル建て(ヘッジあり)クラス	10.636豪ドル	10.292豪ドル
ーユーロ建て(ヘッジあり)クラス	9.461ユーロ	9.347ユーロ
ー米ドル建てクラス	10.347米ドル	9.909米ドル
計上金額(英文目論見書に準拠して計算されている)		
ー当会計年度の受益証券1口当たり純資産価格最高額		
ー豪ドル建て(ヘッジあり)クラス	10.618豪ドル	10.818豪ドル
ーユーロ建て(ヘッジあり)クラス	9.589ユーロ	10.059ユーロ
ー米ドル建てクラス	10.470米ドル	10.389米ドル
ー当会計年度の受益証券1口当たり純資産価格最低額		
ー豪ドル建て(ヘッジあり)クラス	10.098豪ドル	10.235豪ドル
ーユーロ建て(ヘッジあり)クラス	9.375ユーロ	9.308ユーロ
ー米ドル建てクラス	9.679米ドル	9.844米ドル
当会計年度の投資純利益		
ー豪ドル建て(ヘッジあり)クラス	3.34%	-3.35%
ーユーロ建て(ヘッジあり)クラス	1.22%	-5.65%
ー米ドル建てクラス	4.42%	-3.10%

2019年および2018年の投資純利益は、百分率による利益を入手するために、期末日と期首日のサブ・ファンドの受益証券1口当たり純資産価格(英文目論見書に準拠して計算されている。)の差額を期首日の価格で除した金額を参照して算定された。

(3) 投資有価証券明細表等

「(1) 貸借対照表」の財政状態計算書および注記4の項目を参照のこと。

IV. お知らせ

該当事項はありません。